

やまなみに抱かれ

いつまでも楽しく暮らせる未来を創り出す村

# いくさか『村づくり』計画

平成22年度～26年度

犀川の朝霧のように村民の希望が<sup>か</sup>翔け昇る<sup>さと</sup>郷 いくさか

長野県生坂村

# 目 次

1	計画更新にあたり	1
2	村づくりのための基本構想	2～3
3	人口及び高齢化率の状況と将来推計	3～4
4	合併について	4～5
5	協働による村づくりの推進	5～7
	(1) 区と行政との連絡体系の強化及び集落の活性化対策	
	(2) 協働事業の拡充及び推進	
	(3) 公の施設の管理	
6	各部会別将来計画	8～38
◆	総務部会◆	8～18
	(1) 議会運営	
	(2) 常勤特別職の配置・給与	
	(3) 財政	
	(4) 行政運営・職員給与	
◆	住民部会◆	18～26
	(1) 村の収入・財源確保	
	(2) 高齢者福祉	
	(3) 介護保険	
	(4) 障がい者福祉	
	(5) 児童福祉	
	(6) 福祉医療給付	
	(7) 社会就労センター	
	(8) 保健医療	
	(9) 国民健康保険	
	(10) 国民健康保険税	
	(11) 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）	
	(12) 歯科診療所	
	(13) 環境保全	

(14) やまなみ荘	
◆振興部会◆	27～32
(1) 土木関係	
(2) 林務関係	
(3) 下水道事業	
(4) 簡易水道事業	
(5) 商工振興	
(6) 観光事業	
(7) 都市との交流事業	
(8) 農業振興	
(9) シルバーセンター	
◆教育部会◆	32～38
(1) 学校教育事業	
(2) 社会教育事業	
(3) 公民館事業	
(4) 文化財保護事業	
(5) 保健体育事業	
(6) 各施設運営事業	
(7) 子育て支援事業	
◆各部会連携事業◆	38
(1) 定住対策	
(2) 役場庁舎・村民会館の耐震補強	
(3) 各事業横断的実践チーム『知恵の輪委員会』の設置	
(4) 集落の活性化対策	
7 村の財政状況（資料）	39～43
(1) 普通会計の決算の状況	
(2) 財政のシミュレーション	
(3) 公債費の状況	
8 各事業の評価予定（資料）	44～48

# 1

## ☆計画更新にあたり

生坂村は、清き犀川の流れと溪谷美の山清路、雄大な大城・京ヶ倉の山並み、森の恵みの高津屋森林公園、大空へいざなうスカイスポーツ公園など、山紫水明の豊かな自然、村を見守ってきた赤地蔵、数百年の生命を紡いできた乳房イチョウと観音堂、金戸山百体観音などの歴史文化遺産、おやき、おにかけ、干し柿などの食文化等々の財産を背景にして、先人達の努力により守り育まれてきました。

平成 12 年度に生坂村第 4 次総合計画を策定し、日岐宮の上団地、CATV・光伝送路設備、学校給食施設、高齢者生活福祉センター、保育園、児童館・生涯学習施設、やまなみ荘の増改築等の社会資本を整備してきました。また、中学生まで医療費無料化などの子育て支援、元気塾、健康応援隊等による高齢者の介護予防、山清路巨峰のブランド化や新規就農者研修制度等による農業振興、村営バスの運営改善等のソフト面の充実も進め、一定の成果を上げて参りました。しかしながら、少子高齢化や人口減少の進行、医療、福祉、教育の体制強化、産業振興など喫緊に対応しなければならない課題に直面しております。

これらの課題の解決をめざして、今後 10 年間の村の基本的な施策方針となる「生坂村第 5 次総合計画」を策定いたしました。この計画を基礎に「いくさか村づくり計画」を実施計画として、第 4 次総合計画の成果の伸張発展を図ると共に、若者定住化施策による人口維持、将来を担う子供たちへの支援、医療体制の強化による健康な暮らしの継続、福祉の充実による高齢者などの生活の安定、特産品開発等による自主財源の確保などを重点施策として進めて参ります。

みんなが元気でにこにこ暮らせる村づくりによりまして「犀川の朝霧のように村民の希望が翔け昇る郷 いくさか」に愛着と誇りを持ち、支え合い守り育てていこうという責任感を抱いていただき、村民の皆様との協働による村づくりをお願いする次第でございます。

生坂村第 5 次総合計画の将来の姿「やまなみに抱かれ いつまでも楽しく暮らせる未来を創り出す村」の実現に向けて、村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

生坂村長 藤 澤 泰 彦



- 2) 快適に暮らせる環境をつくります〔住環境〕
- 3) みずみずしい潤いに満ちた環境をつくります〔環境保護〕

#### (4) 活気にあふれにぎわいに満ちた村づくり

- 1) 地の利を活かした農林業を発展させます〔農林業の発展〕
- 2) 村の資産を活かした商工観光を発展させます〔商工観光の発展〕

#### (5) みんなで元気な村づくり

- 1) 地域の全ての力を使って村づくりをしていきます〔村民主体の村政（協働）〕
- 2) 効率的で身近な行政をめざします〔行政組織〕

平成 21 年度に策定した、上記の生坂村第 5 次総合計画で示された基本構想は、今年度から平成 31 年度までの村のめざすべき将来像と村づくりの基本的な方向を定めてあります。

この「村づくり計画」は、基本構想で定められた諸政策を具体的な事業として年度ごとに計画していきます。

### 3 人口及び高齢化率の状況と将来推計

本村の人口は減少を続けており、昭和 50 年度に 3,362 人であったものが平成 17 年には 2,160 人となり、この 30 年間で 1,202 人（35.8%）減少しています（国勢調査人口）。

なお、国勢調査を基準とした推計値による、平成 21 年 4 月の人口は 2,000 人になっています。世帯数もこの 30 年間一貫して減少しており、昭和 50 年の 889 世帯から平成 17 年には 759 世帯となり、130 世帯（14.6%）減少しています。また、1 世帯当たりの人員は、同じ 30 年間に 3.78 人から 2.85 人に減少しており、世帯の核家族化が進行しています。今後の人口見通しは、国立社会保障・人口問題研究所がコーホート要因法に基づいて算出した数値に基づいて推計すると、目標年度の平成 31 年度には 1,641 人となる見込みです。

## ◎人口見通し

区分	国勢調査							推計値		
								初年度	中間	目標年度
	昭和 50 (1975)	昭和 55 (1980)	昭和 60 (1985)	平成 2 (1990)	平成 7 (1995)	平成 12 (2000)	平成 17 (2005)	平成 22 (2010)	平成 26 (2014)	平成 31 (2019)
総人口	3,362	3,142	2,904	2,738	2,559	2,416	2,160	1,967	1,821	1,641
男性	1,650	1,547	1,415	1,334	1,265	1,197	1,066	973	901	813
構成比	49.1	49.2	48.7	48.7	49.4	49.5	49.4	49.5	49.5	49.5
女性	1,712	1,595	1,489	1,404	1,294	1,219	1,094	994	920	828
構成比	50.9	50.8	51.3	51.3	50.6	50.5	50.6	50.5	50.5	50.5
15歳未満	691	548	448	360	329	288	227	198	175	148
構成比	20.6	17.4	15.4	13.1	12.9	11.9	10.5	10.1	9.6	9.0
15～64歳	2,156	2,039	1,866	1,703	1,453	1,294	1,133	1,019	925	823
構成比	64.1	64.9	64.3	62.2	56.8	53.6	52.5	51.8	50.8	50.2
65歳以上	515	555	590	675	777	834	800	750	721	670
構成比	15.3	17.7	20.3	24.7	30.4	34.5	37.0	38.1	39.6	40.8

## 4 合併について

長野県の市町村合併の状況は、松本市と波田町が平成 22 年 3 月 31 日合併し、77 市町村となっています。国では、前年度末で期限切れした合併特例法で積極的に推進してきた、平成の大合併は一区切りとして、今年度からは自主的合併を選択する市町村が不利になるような障害除去等の措置は継続しますが、合併推進のための措置は廃止される内容で改正され 10 年間延長されました。

生坂村では、国、県の施策・動向を加味しながら、道州制の問題など新たな局面を迎えた時に、村民の皆さんに対して村政懇談会を開いて村民合意に向け、情報提供と説明責任を果たしながら、真の村民の意向を見出す方策を検討し実施したいと考えております。

現在は、近年まれな景気低迷の中、国では経済対策として新たな財政措置を行い、地方財源の確保を図ることとしています。しかしながら、将来的には村の実情として、人口の減少

に伴い、包括算定による交付税の減収から、今後も長期的には厳しい財政状況が予想されます。そこで『村づくり計画』は、生坂村第5次総合計画に基づいて、交付税交付額が減っても、当面の間自立していくため、今後この計画を基に各区での村政懇談会や地区担当職員会議を行う中で、村民のご意見・ご要望を把握しながら毎年度見直しをかけて、向こう5ヵ年の計画を更新していきます。

## 5 協働による村づくりの推進

村づくりの中でもっとも重要な事は、地域、村に対して愛着と責任感を共有して、村民と行政との協働による村づくりをすることです。

村民の皆さんのご理解、ご協力をいただく中で、個人でできることは個人自ら行っていただく、個人では、できないことを家族や地域の取組みの中で解決していただく、それでも解決できない問題は、行政と一緒に解決をしていく、つまり、自助・共助・公助を基本と考え、村民の皆さんと行政が、対等な関係と信頼関係で結ばれ、それぞれの役割分担を認識し合い、協働による村づくりという共有課題に向かって、協力・連携して、実行していかなければと考えております。

そして、その為にも区との連携も緊密にしていかなければと考えています。それには地区担当職員を各区3名に増員して、区の皆さんの活動状況やご意見、ご要望を地区担当職員から随時、報告書という形で提出させ、庁内で検討協議をさせていただき村政に反映させていきます。

また行政からも、議決した案件や村の状況等に関しまして、区役員の皆さんと相談し、タイムリーに地区担当職員から区民の皆さんに報告をするように努めています。

各区が歴史、文化、伝統を生かした特色ある活動ができるよう、各区の現状を把握させていただく中で、村民のための新たな「協働」についても検討し、その結果により更なる協働の村づくりを進めて参ります。

### (1) 区と行政との連絡体系の強化及び集落の活性化対策

平成20年度に生坂村区振興条例により、地区担当職員（各区3名体制）の設置と担当職員の役割を明確にしました。これにより各区の状況や意見、要望を地区担当職員から随時、報告書という形で把握し、その内容を月1回庁内で検討協議を行い、迅速に対応していきま

す。また、各区の活動内容を、広報いくさか及びICNにて紹介しています。平成20年度より実施している区振興交付金の交付により、各区の特色を活かした運営ができるようになりました。今後もさらに協働事業の推進を行うとともに、地域独自の活動に対しての交付金制度の検討をしていきます。

集落の中には人口の減少と高齢化により、機能の低下した集落がでてきています。このような集落については、地区担当職員によるサポートに加え、隣接した各区の連携及び協力体制の確立の検討が必要となっています。

集落再編成については、地区からの要望により、行政区の再編成などの検討も必要となってきます。

## (2) 協働事業の拡充及び推進

現在実施している事業を基に、さらに『地域発 元気づくり支援金事業』を取り入れ、各団体の個性を活かした事業を行い、協働事業を拡充していきます。

今年度は村申請事業で11事業、団体申請事業で9事業を申請しました。今後は採択されやすい団体申請事業を増やし、各団体の個性を活かした事業を展開していきます。

### ア 現在行われている主な協働事業

- ・ 中山間地域直接支払い事業
- ・ 環境保全事業
- ・ 元気塾
- ・ 配食サービス
- ・ おてんま（道路舗装・除草等）
- ・ 高津屋森林公園周辺整備
- ・ 児童館・生涯学習施設（たんぽぽ）の運営
- ・ 子供の安全確保
- ・ 文化財の保護
- ・ 農地・水・環境保全向上対策事業
- ・ 民有林整備

### イ 平成21年度に『地域発 元気づくり支援金事業』で行った事業

- ・ こどもたちよ 俺の背中を見て育て！

- ・地球のためにコツコツ (Co2, Co2) エーコとしましょう運動
- ・さる・かに合戦事業
- ・瞬冷ちゃんのジビエ料理事業
- ・いきいきはつらつセミナー
- ・オラ達でやらずわい (おてんま) 事業
- ・本気で農家めざす人支援します事業
- ・元気な生坂人発掘隊事業
- ・金戸山百体観音整備事業
- ・おらの村の川とおやきは一級品だじ〜 (上生坂河川愛護会)
- ・楽学がった事業 (しあわせ i n g サークル)
- ・社協「せせらぎ公園」で育てて楽しもう、遊ぼう事業 (生坂村社会福祉協議会)
- ・ころころ大豆コロリン事業 (生坂村農業公社)
- ・大城・京ヶ倉を広く世に出す事業 (大城・京ヶ倉を広く世に出す会)
- ・炭焼き父ちゃんの里山再生事業 (お父さんがんばる会)
- ・地域ぐるみで むらじゅう花ざかり事業 (生坂村観光協会)
- ・赤地蔵様に永久に願いを叶えていただくために (赤地蔵保存会)
- ・生坂 e c o ッコどんぶりランド (生坂保育園保護者会)
- ・茸の山の自然保護を組合員がやるゾー (生坂村茸山組合)

### (3) 公の施設の管理

住民のコミュニティー活動の場となる村の施設や福祉施設などの公共施設のあり方を検討し、その運営をはじめ維持管理に住民の皆さんが参画するなど、効果的な活用を進めます。

平成 20 年度から、活性化センター及び南部交流センターの施設管理について、指定管理先と度重なる協議を行いました。この結果、今年度から維持管理費について精査し、年間委託料を定め、委託料を管理先に支払い、実状にあった施設管理を行います。また、平成 21 年度に老朽施設検討委員会を設置し、老朽した施設の今後の利用について検討しています。

## 6 各部会別将来計画

### ◆総務部会◆

#### (1) 議会運営

##### ア 議会議員の定数

議会議員の定数は、平成 16 年 12 月定例議会で議員提案され、平成 17 年 5 月改選時から 12 人から 10 人に減員されました。人口規模からみても、更に減員をするべきとの声もあり、現議員当選後から議会内で検討を続けてきましたが、平成 20 年 9 月定例会で議員定数を 8 人とすることを決定し、平成 21 年 4 月の選挙から実施されました。

##### イ 議員活動

毎年実施している県、郡の議員研修会に出席し、議員の資質の向上に努めるとともに、平成 21 年度は村民（正副区長）との懇談会及び、学校との懇談会を行いました。今年度は農業委員会及び女性の会の皆さんとの懇談会を計画しています。

村政に関する課題及び村民の意見を把握し、村民の付託に答えるとともに、議員活動についても村民の皆さんに説明していきます。

##### ウ 議会の議員の報酬

報酬については、平成 14 年度から 19 年度までは暫定的に 2～10%の減額をしてきましたが、平成 20 年度は条例の本則を変え、今までの暫定的な削減より手当も含めた年間の支給額で低くなる額となりました。また、平成 20 年度までの減額状況は下の表のとおりです。

(単位：%・千円)

職名	条例	17 年度		18 年度		19 年度		20 年度から 条例改正により
	金額	減率	金額	減率	金額	減率	金額	
議 長	290	8	267	10	261	10	261	267
副議長	217	8	200	10	196	10	196	200
委員長	197	8	182	10	178	10	178	182
議 員	195	8	180	10	176	10	176	180

(条例の額の変更により、手当を含めた総額は減ることになります)

平成 20 年度の条例改正（議員定数の減）により、議員の人件費が 663 万 6 千円程削減となりました。

また、平成 21 年度には、期末手当の額を 0.25 月引き下げました。

## （２）常勤特別職の配置・給与

常勤の特別職の給与は、平成 14 年度から 19 年度まで 10%～30%減額してきました。平成 16 年度は機構改革を行い、収入役を置かず、その職を助役が兼掌するため、常勤の特別職は、村長、助役、教育長の 3 名となりました。

つづいて、平成 19 年度には、法改正で助役が副村長、収入役は一般職の職員が行うことになり、総務課長が会計管理者を兼ねています。また、平成 19 年度までの常勤の特別職の給与の減額状況については、下の表のとおりです。

（単位：％・千円）

職 名	条例	17 年度		18 年度		19 年度		20 年度
	金額	減率	金 額	減率	金 額	減率	金 額	条例改正により
村 長	7 7 5	1 8	6 3 6	2 0	6 2 0	3 0	5 4 3	6 4 5
助 役	6 4 1	1 4	5 5 2	1 6	5 3 9			
副村長	6 4 1					2 4	4 8 8	5 4 7
収入役	6 0 4	1 0						
教育長	5 4 3	1 0	4 8 9	1 1	4 8 4	1 2	4 7 8	5 0 0

（条例の額の変更により、手当、退職金を含めた総額は減ることになります）

なお、平成 19 年度までの減額は、期間及び減額率を定めた特例措置でしたが、平成 20 年度からは、長野県の 5,000 人未満の町村の平均報酬額を考慮し条例の給料額を減額改正しました。この改正により、給与、手当等で平成 19 年度に比べ 52 万 5 千円程削減となり、退職金の年相当額で 107 万 7 千円程度支給額が減ります。

また、平成 21 年度人事院勧告により、村長、副村長、教育長の期末手当を 0.25 月引き下げました。

### (3) 財政

#### ア 地方交付税の動向

地方交付税においては、これまでの決算でもわかるように歳入の大半を占めており、当村は、交付税依存による財政運営と言えます。

これまでの交付税の収入実績を見ると、年々、減収傾向をたどってきましたが、平成 20 年度は新たな交付税の算定費目として、「地方再生対策費」が追加され、また「頑張る地方応援プログラム」による特別交付税措置などにより、増収となりました。

現在、国では社会情勢に伴う地方税の減収や経済対策として、新たな交付税の算定費目として平成 21 年度「地域雇用創出推進費」を追加し、今年度はこれを廃止し、新たに「地域活性化・雇用等臨時特例費」を措置するほか、臨時財政対策債も増額により地方財源の確保を図ることとしています。

しかし、普通交付税は、人口と面積による包括算定として「新型交付税」に代表されるように、国勢調査の人口が各費目で大きく反映されることから、今年度の国勢調査人口の減少による交付税の減収が懸念されるほか、「頑張る地方応援プログラム」も平成 21 年度までとされており、今後も厳しい状況が考えられます。

これらの状況から、今後の地方交付税の見通しでは、「地方交付税の状況」次の表のとおり) 今年度までは、普通交付税の増額が予想されるようですが、村の実情として、平成 21 年度以降、公債費支出が大幅に減額になることによる交付税の公債費算入分の減や、本計画における財政シミュレーションの作成上、不測の支出における歳入歳出のバランスを考慮し、今後の状況については減収を見込んでいます。

地方交付税の状況（14～21年度実績、22～26年度見込）

（単位：万円）

年 度	地方交付税	増減額	(左記のうち)	
			普通交付税	増減額
14年度	13億3,401	▲7,781	11億8,426	▲8,576
15年度	12億1,107	▲1億2,293	10億9,641	▲8,785
16年度	11億6,263	▲4,844	10億2,935	▲6,705
17年度	11億4,723	▲1,539	10億5,368	2,432
18年度	11億2,345	▲2,378	10億1,617	▲3,750
19年度	11億2,869	+524	10億1,078	▲539
20年度	11億8,417	+5,548	10億5,957	+4,879
21年度	11億9,994	+1,577	10億6,830	+873
22年度	11億4,500	▲5,494	10億6,500	▲330
23年度	10億8,800	▲5,700	10億1,800	▲4,700
24年度	10億5,200	▲3,600	9億8,200	▲3,600
25年度	10億4,400	▲800	9億7,400	▲800
26年度	9億9,800	▲4,600	9億2,800	▲4,600

#### イ 財政の状況及び取り組み

当村の財政状況においては、今後、歳入面では地方税は減収となるものの、交付税は、国の経済対策や財源措置により今年度まで安定した収入が見込まれています。しかし、平成23年度以降は、現時点、国の財源措置は見込まれておらず、人口規模に応じて、年々減少していくものと考えられます。また、人口が減少しつつも、高齢者人口が多いことから、社会福祉経費などは今後も必要となり、支出の減額は見込めない状況となっています。

これらのことから、将来的には、村の財政運営上、財源不足額が生じることも考えられるため、以下のとおり、取り組みを継続して実施していくこととします。

- ・歳出における徹底的な見直し、削減（事業の点検、評価によるハード事業の縮小、事務事業の廃止、縮小）
- ・繰上返済などによる公債費の適正な償還、将来的な負担を考慮した村債の発行抑制

- ・村づくり計画、その他事業計画に基づく健全、確実な事業遂行
- ・財政状況の積極的な情報公開（広報いくさか、ホームページ、ICN〈生坂村コミュニケーションネットワーク〉の活用など）

#### ウ 今後の財政見通し

歳入では、これまでの収入状況を踏まえ、特に地方交付税では、新たに導入された「新型交付税」や「地方再生対策費」、また「地域活性化・雇用等臨時特例費」による算定を加味し、歳出では予想されるすべての事務事業を細節ベースで細かく積み上げ、今年度から平成26年度までの財政状況をシミュレーションした結果、平成26年度まで財源不足による基金の取崩しを行わず運営できる見通しですが、各年度において、大きな余剰は見込まれていないことから不測の支出によっては、基金を繰り入れることも考えられる状況となっています。今後も、行政評価等の見直しを実施しながら、事業を進める上で必要性や緊急性を充分に見極め、持続可能な財政運営を目指していくことが重要であると考えられます。そのためにも、毎年度村政懇談会を行い、住民が真に必要とする事業を見定めていきます。

※ 財政シミュレーションに関する資料は41～45ページに添付しています。

#### エ 過疎対策事業債

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法により実施されていますが、この法は施行年次が定められた時限立法であり、平成21年度が期限とされていましたが、今年度、同法を改正し過疎対策事業債の対象事業として地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化等に関するソフト事業が加わり、法の施行年次も6年間の延長となりました。このため今年度8月を目途に6年間の過疎地域自立促進計画を策定します。

#### （4）行政運営及び職員給与

役場の職員数については、平成11年度52人いた職員が、平成17・18年度には42人、平成19年度に副村長・教育長の職員からの登用で2名が減員され、平成11年度に対比し、12名が純減され40名となっています。また、平成20年度末では1名が退職し、平成21年度は新規採用を1名行いました。今後は、福祉など住民サービスが低下しないように効率の良い内部組織構成を検討し、当面は平成21年度に実施した行政評価の結果により現在の定員40名とし、今後、権限委譲により事務量が増えた場合等、国の動向を見定めながら再検討

します。また、人事の活性化を図り、年齢構成のバランスをとるため、新規職員の採用を考慮していきます。

#### ア 職員の給与見直し

組織の見直しとともに、職員の給与について見直し、スリム化を図ります。

また、人事院勧告により、次のように平成 18 年度から給与制度を改正しました。

- ・ 俸給表を 8 級制から 6 級制に改正し、事実上大幅な減額となりました。
- ・ 昇給も人事評価制度を導入し、職員の意識改革を図るとともに人材育成を図ります。
- ・ 職員の昇給停止年齢は、55 歳以上昇給停止となっていましたが、今回の改正では、55 歳以上昇給抑制ということになりました。しかし、改正前の状況と比較し、現在の職員は、事実上 47 歳以上で昇給しない結果となります。

平成 21 年度に国の人事院勧告により、月例給 0.19%の引き下げ及び期末勤勉手当の 0.35 月の引き下げを行いました。

#### イ 村づくり推進室の設置

平成 18 年に村づくり推進室を設置し、村づくり計画を村民総参加の計画に近づけるため、1 人でも多くの村民から村づくりについての意見を出していただくよう村政懇談会を実施し、その意見を検討し当計画に反映していきます。

また、第 5 次総合計画で計画した、地域活動の基盤づくり、ボランティアの統一化、広域交流の推進、空き家の利用、廃屋対策について調査研究し事業推進を行います。

すべての事務事業について、毎年度評価・見直しを行い選択、効果的に事業を実施し、行政経費の削減合理化を図っていきます。

#### ウ 職員資質の向上

職員の資質向上・意識改革についても、自己能力を 100%引き出すため研修センター等の研修機会を活用し、職員の資質向上を行い、地方分権に対応できる人材の育成に努めるとともに、人事評価制度の導入と評価結果の給与への反映により、意欲ある人材の育成に努めていきます。

#### エ 住民対応の充実

多様化する住民ニーズに対応し、住民が必要とする事業について、積極的に国・県と協議し事業推進を行っていきます。窓口の対応についても、迅速かつ親切な対応に心がけ、住民

の満足の向上を図っていきます。

#### オ 行政のスリム化

財政規模の動向に合わせて、長期的な展望の中で公営企業・公益法人等も含めた定数を定め、効率的かつ弾力的な人員配置を検討します。

#### カ 行政改革の更なる推進

平成 13 年度より行政改革を行い、次の表のように人件費で 1 億 2 千 3 百万円、物件費で経常的経費で 4 千百万円（平成 18 年度には電算の更新が 4 千万円かかりましたので増えています。）程削減しました。また、平成 20 年 3 月に制定した条例により複数年の契約ができるようになりましたので、公共施設の管理に関する委託料及びコピー機等の賃借契約について、更に委託料の削減を図ります。今後も発注体系の検討及び職員の節約意識の高揚等を図るとともに、行政改革に関する集中改革プランを基に、更なる改革を断行します。

これに加え、平成 19 年度より実施した行政評価の内容を拡充し、全事務事業の行政評価を平成 23 年度までに行い、住民が必要とする事業を見定めていきます。

なお、平成 20 年度からは、生活対策臨時交付金等による国の経済対策事業により交付された事業費により増額されていますが、必要な事業を見定め実施していきます。

年度別決算状況（普通会計・人件費及び物件費）

【単位：万円】

項目 年度	人件費 (前年度 比)	物件費 (前年度 比)								
			賃金	旅費	交際 費	需用費	役務費	備品 購入	委託料	その 他
12	45,636	27,995	3,955	771	139	9,970	1,119	368	7,233	4,440
	(▲2,022)	(▲2,587)	(▲66)	(▲231)	(▲17)	(▲886)	(▲171)	(▲593)	(▲241)	(▲382)
13	44,506	27,532	3,585	690	151	9,441	1,153	542	7,871	4,099
	(▲1,130)	(▲463)	(▲370)	(▲81)	(+12)	(▲529)	(+34)	(+174)	(+638)	(▲341)
14	44,142	26,639	3,442	688	138	9,086	1,046	703	7,735	3,801
	(▲364)	(▲893)	(▲143)	(▲2)	(▲13)	(▲355)	(▲107)	(+161)	(▲136)	(▲298)
15	42,042	27,155	2,845	503	106	7,540	1,239	665	10,680	3,577
	(▲2,100)	(+516)	(+597)	(▲185)	(▲32)	(▲1,546)	(+193)	(▲38)	(+2,945)	(▲224)
16	38,214	26,790	2,605	318	71	6,738	1,278	279	12,632	2,869
	(▲3,828)	(▲365)	(▲240)	(▲185)	(▲35)	(▲802)	(+39)	(▲386)	(+1,952)	(▲708)
17	33,320	23,867	4,433	315	35	6,213	1,182	168	9,629	1,892
	(▲4,894)	(▲2,923)	(+1,828)	(▲3)	(▲36)	(▲525)	(▲96)	(▲111)	(▲3,003)	(▲977)
18	35,160	27,507	4,434	349	23	6,427	1,039	272	13,122	1,841
	(+1,840)	(+3,640)	(+1)	(+34)	(▲12)	(+214)	(▲143)	(+104)	(+3,493)	(▲51)
19	36,131	25,620	4,282	244	37	6,705	972	489	10,765	2,126
	(+971)	(▲1,887)	(▲152)	(▲105)	(+14)	(+278)	(▲67)	(+217)	(▲2,357)	(+285)
20	35,413	26,869	4,635	194	31	7,091	962	647	11,058	2,251
	(▲718)	(+1,249)	(+353)	(▲50)	(▲6)	(+386)	(▲10)	(+158)	(+293)	(+125)

キ 情報公開体制の確立及び高速情報通信施設の整備

広報いくさか、ホームページ・ICN（生坂村コミュニケーションネットワーク）・防災行政無線の連携を強化し、維持管理経費と事業効果を比較検討し低コストで、効率の良い開かれた情報公開体制を確立します。

ICNの自主放送について、平成21年度よりデジタル放送で放映できるよう整備しまし

た。これに合わせ、議会本会議の中継の実施、放映ソフトの拡充を行い、放送内容の充実を図りました。

平成 19 年度に各情報公開事業を総合的に検討する情報発信委員会を設置しました。各情報公開事業の連携を強化し効率の良い開かれた情報公開体制を確立します。

また、広報いくさか、ホームページ・I C N（生坂村コミュニケーションネットワーク）・防災行政無線の内容の充実を図るため、平成 21 年度に情報モニターとして、7 名の方を委嘱しました。

平成 21 年度に地域情報基盤整備事業により、高速通信回線の整備を行いました。この事業実施により、インターネットサービス等の内容が拡充されました。

#### ク 村営バス運行事業【村営バス、周回バス、保育園バス、スクールバス】

バスの運行管理業務について平成 16 年度より入札を行い、民間委託により経費削減に努め事業を行ってきました。

しかし、平成 19 年度から始まった安曇野市によるデマンド交通の実施と平成 20 年度から明科地区のスクールバス利用もなくなり、利用者の減少により運賃収入が著しく減っております。

そのため、村では「生坂村地域公共交通協議会」を平成 20 年 3 月に立ち上げ、平成 20 年度に国の「地域公共交通活性化・再生総合事業」を活用し、運行の見直しを行いました。その結果、平成 21 年度から村営バスの愛称を『いくりん』とし、バスの小型化と周回デマンドバスの導入などの実証運行を 3 年間行い、持続可能な運行システムの構築をめざしています。

今年度は、夜 8 時台に周回デマンドバスを 1 便増やして高校生の部活動に対応できるようにする他、停留所の増設、利用しやすい予約システムの稼働開始、免許返納者への福祉定期券の進呈、特に高齢者が利用しやすい「マイ時刻表」の作成などにより、利用促進を図っていきます。

#### ケ 消防団の組織

平成 15 年度の組織改革で第 3 分団と第 4 分団を統合して、4 分団を 3 分団に、また、団員数も 180 名から 155 名と 25 名の減員をしました。

平成 21 年度には、幼少時からの消防活動への理解を深めるため、保育園児による『いくっ子消防団』を結成して、出初式に参加するなどの活動をしています。

## コ 消防団の再編成

団員適齢者が年々減少し、155人の定数を満たすことも困難となりつつあるため、今後は本部の体制強化（役場職員の団員化）や分団の組織改革を行い、機能別分団・団員の構成の検討と、消防協力隊などとの連携により有事における初動体制の強化を図ってまいります。

また、各地区に自主防災組織の立ち上げをお願いし、地域防災力の低下を防ぐとともに災害時における住民と行政の協働による活動を推進していきます。

平成21年度には、ハザードマップを作成するとともに、地域防災計画の見直しを行いました。このハザードマップを自主防災組織等で活用し住民が危険場所を把握して、災害時に迅速な対応が出来るよう推進していきます。

## サ 交通安全・防犯体制の確立

安曇野交通安全協会生坂支部や交通安全指導員、また、警察署の協力を得て、保育園、小・中学校の交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚、知識の普及に努めるとともに、交通危険箇所の点検、交通安全施設の計画的整備に努めていきます。

また、児童・生徒に対する凶悪犯罪防止のための子ども安全の家の増加と高齢者、特に一人暮らしの高齢者の犯罪防止に関係機関や各種の団体と連携を図りながら住民の生命、財産を守るため、地域ぐるみで防犯体制の確立に努め、複雑化する犯罪の未然防止に努めていきます。防犯灯設置には、平成17年度以降も引続き1基につき2万円を補助していく方針です。また、電気料については、平成20年度より各区のバランスを考慮し、上生坂地区の旧国道19号線沿いに設置してある街路灯の半分を消灯し、それにより削減した電気料を上生坂区を除く各区にそれぞれ2万円を区振興交付金に加算し交付しています。

## シ 選挙（投票区の区域の設定）

人口の減少に伴い、選挙人名簿登録者数は2千人を割り込み、各投票区における有権者数の格差が徐々に拡大する傾向にあります。選挙を行うについて、各投票所に管理者・立会人・選挙事務従事者等の報酬及び事務経費が必要となります。投票率の向上や投票の利便性は最も重要なことですが、選挙制度の改正で期日前投票や郵便投票など、有権者が投票しやすい環境が整備されました。このため、行政の効率化や経費削減の趣旨から、投票区を現在の5から3程度に減らしていく検討を行います。

## ス 転入マニュアルの活用

団塊の世代を中心に田舎暮らしへの関心が高まる中、村内でも最近空き家等への転入者が

増えてきており、今後村内への転入者に対して、トラブルなく転入できるように、平成 19 年当初に作成した転入マニュアルを活用し対応しています。

## ◆住民部会◆

### (1) 村の収入・財源確保

#### ア 村 税

(単位：万円)

	21 年度	22 年度	比較	備考
個人住民税	6,391	6,500	109	
法人住民税	679	591	△88	事業所数減
固定資産税	8,745	8,863	118	
軽自動車税	547	547	0	
村たばこ税	293	279	△14	前年より減収と予想される
計	16,655	16,780	125	

※平成 21 年度は決算見込み（現年分のみ）

※平成 22 年度は当初予算（現年分のみ）

#### ① 個人村民税

人口の減少や高齢化率の増加に伴い大きな増収は望めません。また、経済状況の悪化による若い世代の滞納が懸念されます。

#### ② 法人村民税

他市町村では、大手法人の業績悪化により大幅な減収が見込まれています。当村においても法人数が減少しており、減収となっています。

#### ③ 固定資産税

平成 23 年度は土地の評価替えの対象年度となっており、評価額の変動が見込まれます。

#### ④ 軽自動車税

所有台数は軽乗用車が増加傾向にあるものの、今後大幅な増収を望むことはできません。

#### ⑤ 村たばこ税

未成年者喫煙防止の成人識別カードが導入されましたが、あまり普及していないことや、

既存の自動販売機を更新せず撤去する小売業者も多くコンビニ等のある村外で購入する者が増えています。また、禁煙者の増加により販売数の減少が進み更に減収となることが見込まれます。

## イ 収 納

主要な自主財源の村税は、負担の公平性を重視し、賦課したものを確実に収入にしていけることが求められますので、村税・国民健康保険税ともに97%を目標として、12月と5月を強調月間とし引き続き行っています。また、2ヶ月に1回程度、村職員全員で徴収事務にあたり、徴収率の向上に努めています。

なお、県の個人県民税対策室と協働滞納整理の協定を結び、専門家の協力を得ながら村全体の滞納額の減少に努めています。

## (2) 高齢者福祉

高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、また自立した生活が少しでも長く続くよう、「いくさか大好き隊員」による高齢者の生活を見守る事業を行っています。そうした生活に密着した様々な支援を図るとともに、介護保険制度の充実及び社会福祉協議会との連携により、様々な介護予防サービスの提供を行っています。

### ア いくさか敬老の日

村内に住む70歳以上の方全員を対象に、年1回「いくさか敬老の日」を開催します。高齢者に対し、今迄のご苦勞に感謝の意を示すとともに、楽しいひとときを過していただけるような内容を考えていきます。

### イ 養護老人ホーム運営事業

措置入所となる養護老人ホーム(温心寮)は松塩安筑老人福祉施設組合で運営されており現在1名が受入れされています。引き続き事業運営に参加していくとともに、入所要綱に沿った施設介護が必要と判断された場合は、速やかに入所できるよう判定会議への参加、施設側との連携等していきます。

### ウ 高齢者生活福祉センター

入居は、一人暮らしや二人暮らしの高齢者が冬季間に利用することを重視し、夏場は自宅で農業等に従事することで、認知症の予防をしながら活用します。

#### エ 一般高齢者事業 元気塾

一般高齢者を対象に 介護予防目的で行っている事業です。元気な高齢者が自立した日常生活を送れるよう、ストレッチ体操、筋力アップ、認知症予防等の指導を継続します。

#### オ 特定高齢者事業 お達者教室

生活機能評価表の結果を基にスクリーニングされた方々を対象に、介護予防を実施しています。

個々の介護予防ケアプランに沿って、1人ひとりのプランを基に、運動、栄養、口腔、生活機能総合(認知、うつ、閉じこもり)の改善を図っています。

#### カ 配食サービス

高齢者、障がい者の自立した在宅生活を送れるよう支援するため、福祉事業の一環として配食サービス事業を継続します。配食回数は週6日とし、うち5日間は社会福祉協議会へ委託、1日はボランティアによる調理・配食とし事業を実施しています。

#### キ 軽度生活援助

日常生活上の軽易な手助けや必要な援助を行うことにより、高齢者の一人暮らしや二人暮らし世帯、障がい者の自立した生活を支援します。介護保険制度が創設されたことに伴い支援は週1回とします。サービス提供者(社会福祉協議会)との連携を密にし、介護保険制度へのサービス移行をスムーズに行い、利用者に不利益が生じないよう事業を進めていきます。

#### ク 福祉有償運送サービス

自宅と病院間の移送、介助や投薬の受け取り及び日常生活用品購入のための移送を行います。対象者は下記のいずれかに該当し、社会福祉協議会の会員に登録した方です。

- ① 通院等に支障をきたし介護保険法で認定された方
- ② 障がい関係の手帳をお持ちの方
- ③ 一人暮らし、二人暮らしで、バス停までの距離が遠く、介助が必要な概ね65歳以上の方

#### ケ 長寿会連合会

長寿会への加入者が増加するよう、名称の変更と活動内容の検討を行います。

### (3) 介護保険

平成12年に導入された介護保険制度は、高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本

として、制度の「持続可能性」を高めつつ、介護予防の推進や地域包括ケアの充実をめざしてきました。3年ごとに見直しされる計画は平成21年度から第4期計画となります。第3期計画策定においては、介護保険制度の大きな改正がありましたが、第4期においては特に目立った改正点はありません。引き続き介護予防の推進に重点を置くとともに、高齢者が地域の中で孤立することのないよう地域で支え合い高齢者の自立を支援していきます。また村においては認知症高齢者の増加に伴い、認知症対応型通所介護事業所が開設されます。認知症の方またご家族に専門的なケア・介護サービスを提供することにより、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていける体制を整えていきます。

第4期の介護保険料は、介護保険事業にかかる給付費と被保険者数等を基に保険料を算出し、低所得者への対応、住民税課税層へのきめ細やかな対応を行い、次のように設定しました。

◎ 第1号被保険者の保険料の基準額（月額）

平成21年度	平成22年度	平成23年度
3,183円	3,231円	3,280円

※ 21年度及び22年度は特例措置による。

ア 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担います。健康管理センター内に設置し、業務は下記のとおりです。なお、介護予防事業等、社会福祉協議会と連携し実施していきます。

○ 包括的支援事業

- ・介護予防ケアマネジメント
- ・総合相談・支援
- ・権利擁護
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援

○ 介護予防支援業務

- ・指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメントを実施

## （４）障がい者福祉

障がい者が、住みなれた地域で自らの意思で暮らすことができるよう、障がい者自立支援法に基づきそれぞれの状況に適したサービスを提供し、就労や生活、社会参加の支援を継続していきます。

- ・在宅支援事業
- ・施設支援事業
- ・日常生活用具及び更正医療の給付事業
- ・社会就労センターへの通所事業

## （５）児童福祉

### ア 保育施策

園児数の減少により、収入は減少傾向にありますが、保育のニーズに応える施策を進めていきます。

子育て支援として、一時預かりや体験保育、長時間保育（早朝・夕方）はもちろんですが平成 21 年度から異文化を子供達に伝えることを目的とした『イングリッシュランド』事業を年 15 回に増加し、保育内容の一層の充実を図っていきます。

また、『環境』をテーマにエコ活動を家庭と保育園で一緒に学習していく事により、物の大切さや環境活動への意識を幼児期から高めていく活動を進めていきます。

### イ 児童施策

平成 15 年 7 月に、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、村でも、平成 17 年度から 21 年度までの前期計画を策定し、少子化対策・母子保健事業関連の対策を推進してきました。今後さらに、前期計画を継承するため今年度から 26 年度までの後期計画を策定し、出生から育児の支援対策を充実させ各母子保健事業ならびに育児事業を推進していきます。

・要保護児童等対策協議会を設置し、児童虐待防止に向け地域の関係機関等の情報交換、適切な連携の下で対応していくこととします。（要保護児童等対策協議会は児童虐待の他、高齢者虐待、配偶者からの暴力防止についても対応いたします。）

- ・子育て支援相談への協力（教育委員会と連携を図る）

### ウ 児童手当制度

平成 22 年 4 月から、児童手当に変わり子ども手当が支給されます。手当支給対象が、小

学校6年終了から中学校卒業までに引き上げられ、所得制限がなくなりました。今年度は1人1ヶ月13,000円支給されます。

## (6) 福祉医療給付

子どもを育てる環境づくりと高齢者及び障がい者のための施策として、県単福祉医療制度との整合をとり、必要と考えられる制度は村単で対応し、障がい者の対象制限も緩和することで安心して生活できるよう維持します。

- ・ 県単福祉医療給付事業
- ・ 村単福祉医療給付事業（平成20年度より中学生までの医療費無料化）

## (7) 社会就労センター

景気低迷により企業からの受注が減少している現状から、独自の作業を開拓する必要があります。その作業として椎茸駒打ち作業を実施しました。この作業は「大城・京ヶ倉を広く世に出す会」の皆さんにより伐採された原木を利用し、椎茸菌を打ち販売するというものです。

平成21年度から、独自の作業を開拓しています。その作業として椎茸駒打ち作業やほし柿づくりのほか、田舎らしさや安心安全な手づくりの味わいを生かした製品づくりをめざし検討していきます。

日本経済の先が見えないのが現実であり、企業も大変なのは事実ですが現在取引している企業との信頼関係を保ち仕事をいただけるように努力します。

## (8) 保健医療

### ア 健康づくり

母子保健の充実と健康教室等の開催により健康づくり意識の高揚を図り、各種健診と健康相談による病気の早期発見や生活習慣病の予防に努め、健康に生活する事で医療費の削減を図ります。

健康応援隊で、地域に運動指導士、保健師、管理栄養士が出向き、食生活改善推進協議会、健康推進員の協力を得ながら積極的な健康指導を行っています。

健康や医療に関する正しい情報の発信に努めます。その中でもジェネリック医薬品について

て啓発普及に努め、正しく理解し選択できるようにしていきます。

特に母子保健については、安心して妊娠できる環境と保健管理の向上、子育て支援を目的にした犀龍小太郎助成金により助成します。

・犀龍小太郎助成金

① 不妊治療助成事業

不妊治療をしている方については年 10 万円を限度として助成します。

② 妊婦健診助成事業

妊婦健診公費負担 14 回分以外の健診に要した費用について、健康診査料の自己負担 5 回以内 25,000 円を限度に助成します。

③ 保育園児～中学生までのインフルエンザ予防接種助成

インフルエンザ予防接種に対して助成します。

- ・妊婦歯科健診
- ・乳幼児健診及び教室と各種予防接種
- ・母と子の教室
- ・幼児眼科検診
- ・出産祝い金事業（出生時 20,000 円、小・中入学時各 10,000 円）
- ・各種がん検診、循環器健診
- ・健康教室及び個別健康教室
- ・健康推進員会及び食生活改善推進協議会の運営
- ・高齢者インフルエンザ予防接種

イ 医療環境の整備

広域的に医療機関との連携を強化しながら、身近な医療から高度医療、在宅医療まで安心して医療サービスが受けられる医療体制づくりに努めます。

- ・遠隔医療の研究
- ・休日当番医（塩筑医師会）
- ・救急医療（総合病院及び広域消防）
- ・隣接市町村医師会による乳幼児・高齢者予防接種
- ・隣接市町村の総合病院改修費用の一部負担
- ・予防接種相互乗入れ制度の活用

## (9) 国民健康保険

医療費が年々増加傾向にありますが、原因の分析を行い医療費の抑制に努めていきます。特に保健師や看護師による訪問指導に力を入れ多受診の防止や、ジェネリック医薬品を正しく理解し選択できるよう啓発普及を行い、医療費の抑制に努めます。また、レセプト点検の際に糖尿病や高血圧などの生活習慣病につながるものをピックアップし、保健指導を積極的に行います。

平成 20 年度から始まった特定健診・特定保健指導は平成 24 年度までに特定健康受診率の目標を 65%、特定保健指導率の目標を 45%と定め受診率向上に努めます。健診受診率向上の一環として、今年度からの人間ドックの助成は日帰りを 25,000 円に増額し、1泊は 30,000 円として、多くの被保険者に受診の機会を作ります。

## (10) 国民健康保険税

平成 20 年度から後期高齢者医療制度が導入されたことに伴い、保険税に支援費分の税率が新設され、税率は、所得割 1.7%・資産割 12.0%・均等割 6,000 円・平均割 5,500 円となり、国保税全体では 3.89%の引き上げとなっています。

また、財源は医療費分の所得割・資産割・均等割の税率を見直し、さらに低所得者の負担軽減に配慮し改定しましたが、今後の情勢を見ながら 1～2 年後に再度見直しが必要と思われます。

## (11) 後期高齢者医療制度

後期高齢者の健康管理意識の啓発及び健康相談等を通して、事業を推進していきます。

また、制度加入時に保険料負担のなかった方や低所得者の負担が増えないように、制度修了まで軽減措置を行っていきます。

## (12) 歯科診療所

今年度は、健康応援隊と一緒に巡回診療を行います。通院に不便なため口腔疾患の診断、治療が遅れがちの方々を早期診断・早期治療につなげていきます。また、妊婦を対象にした検診や子供の口腔衛生意識の向上に努め、予防医療により利用者の増加を図ります。請求事務もコンピュータ導入により、効率化を図り正確なレセプトを提出できるようになり、平成

23年度からのレセプトオンライン化に対応することもできるようになりました。

### (13) 環境保全

村内一斉美化運動など住民と行政とが協力して地域環境の美化、良好な景観形成に取り組み、安全かつ快適な生活の障害となる不法投棄などの環境悪化要因の発生を未然に防止するため村内全域に監視員 15 名を設置しています。

また、13 種類のリサイクルの徹底と I C N の放送により、可燃ゴミ減量化の住民意識高揚を図り、より効率的処理方法を追求します。

県の元気づくり支援金で大型生ゴミ処理機を導入し、村の 8 施設から出る生ゴミを処理し、可燃ゴミ排出量を減らしています。

### (14) やまなみ荘

平成 21 年度にリニューアルし、メニュー、料理の見直し職員の接遇改善、営業形態等の見直しにより、より一層のサービス向上に努めてきました。今年度はさらに、福祉増進の場として親しまれ利用されるよう、また、村の観光・都市交流の拠点としてより一層利用が促進されることをめざします。

そのために、村民の娯楽や趣味を披露する場を積極的に提供し、村内での利用を促進するとともに、村民の交流、「生きがいつくり」の一翼を担っていきます。

また、農業体験ツアーなどに来られた方々に再び足を運んでいただけるよう、観光協会とタイアップし、生坂ならではのそば打ち体験や大城・京ヶ倉トレッキングツアーと宿泊をセットにしたコースメニューを提供していきます。

この他、生坂村をより深く知ってもらうために、昔から受け継がれてきた、次世代に伝えるべき遊びや作法などの発表の場を設け、料理面においても地元農家でできた新鮮な食材を使用し、この地ならではのものを提供していきます。

## ◆振興部会◆

### (1) 土木関係

#### ア 道路整備

村道1級1号線の改良は、地すべり指定地域等による未改良区間があり、緊急時に国・県道の迂回路としても使うため、国の交付金事業を導入し計画的な改良を進めます。

#### イ 道路維持

各地区の要望箇所の現状を早期に把握し、危険性・緊急性・必要性を考慮しながら実施します。

地域の住民と協働で実施する『おてんま』は、策定した要綱を基に県の『地域発元気づくり支援金』を活用して原材料支給方式で実施します。

道路改良については地域と協議し、計画的に必要な路線の改良・舗装を実施します。

#### ウ 村道除雪

現在の除雪路線や除雪基準は当分の間、特別な事情がない限り現行どおりとします。

地区に貸し出している小型除雪機は地区との情報交換をし、効率的・有効的な活用が図れるように努めます。

#### エ 村営住宅建設

空室となっている住宅については村のHPに掲載するなどの入居募集をし、空室の無いように努めています。また、一戸建て村営住宅に定住を希望される方には、残存価格により払い下げのことも検討します。

#### オ 治水・砂防

平成20年度に土砂災害警戒区域の指定を受け、異常気象時には自らが住んでいる場所の状況により避難対応を行うなど、災害を未然に防止するため、国・県との連携による危険箇所の把握や情報収集に努めます。また、CATV整備事業で整備した光伝送路を利用し、早期に災害箇所が発見できるよう新しい情報システムの導入を検討します。

#### カ 河川環境整備

河川内に自生した樹木や雑草を地域住民と協働により伐採し、河川環境の改善を行うとともに活動組織の支援を実施します。

また、河川を中心に「アレチウリ」が拡散し、農地や山林への被害を防ぐため、村民への啓発を行い、「県の駆除運動」に合わせ一斉駆除の推進に努めます。

## (2) 林務関係

### ア 松くい虫防除事業

近隣市町村との連携を図り、現在進めている空中散布事業を継続しながら、国庫補助による枯損木の伐倒駆除事業を村内一円で引き続き実施し、将来に残すべき松林を守ります。

### イ 森林整備

「森林の里親促進事業」で5カ年の契約を結んだ高津屋森林公園周辺の森林においては、「絆の森整備事業」でひきつづき事業を継続します。

平成20年度より導入された「長野県森林づくり県民税」を活用し、集落周辺の里山において、機能回復・災害防止・有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、間伐を中心とした里山整備事業を推進します。また、森林の地域社会における役割の重要性を住民に周知啓発し、森林資源を活用した小中学校の林業体験事業、都市住民との交流や「森林の里親制度」に協力を希望する民間企業の受入れを推進します。

### ウ 竹林整備

村内に生育する竹林からの資源を活用し、たけのこ・竹炭の生産販売に加え、たけのこの加工品づくりに取組み、竹林整備の推進を図ります。

### エ 林道整備

シルバーセンター等を活用し、林道の維持管理を中心に実施します。また、地域住民の協力による里山整備に必要な、林道・作業道等の開設にも取組みます。

### オ 高津屋森林公園

高津屋森林公園の運営は村直営で管理し、四季折々の森林資源を活用したイベントや、企業研修の誘致により、施設利用の促進を図ります。ひきつづき山菜園・きのこ園・竹林園の整備を行い、魅力のある里山づくりをめざします。

それに併せ、インターネットを活用した情報の提供により施設の利用増を図るとともに、地元管理組合には、間伐や森林保育事業などの仕事を斡旋し、間伐材を利用しての収入増を図り、組合員の活気と経営向上をめざします。

平成19年度に、県内で3ヶ所目の「里山整備利用地域」に認定された地域を、高津屋森

林公園管理組合が中心になって、里山を活用した様々な活動が展開できるよう支援します。

### (3) 下水道事業

健全な事業経営・維持管理業務を主軸に、下水管へのつなぎ込みや浄化槽設置を促進するため、補助事業の導入を継続します。また、将来人口の減少にともない総合的な管理体制の検討にも努めます。

### (4) 簡易水道事業

#### ア 生坂村簡易水道

老朽化した施設改修の計画的な実施、漏水調査の定期化、さらなる有収率の向上に努力し、健全な運営を図ります。

また、老朽化した施設については、施設の状況や地域状況を考慮し、適正な時期に更新を図ります。

### (5) 商工振興

中小企業支援策として引き続き融資制度を進めていきます。

商工会設置補助については、池田町との連携実施による事務事業、事務局体制等を商工会と協議して補助金のあり方を引き続き検討します。

地域資源を活用した地場製品の開発支援を行い、雇用機会の創出による若者の定住を図ります。また、いくさかマル得商品券の発行などにより、地域商工業の活性化対策も行います。

### (6) 観光事業

#### ア 公園の維持管理

公園に愛着を持ち、地域住民が維持管理を行っている施設については引き続き協力いただくとともに、地域住民と村、シルバーセンターとも連携しながら経費の削減を図ります。また、公園施設の設置目的等も検討し、村内各種施設や集客効果を上げるため、上野巨峰園と高津屋森林公園を遊歩道とグリーンパークブリッジでつなぎ、資源の有効的な活用をめざします。

#### イ 赤とんぼフェスティバル

イベントに求められる方向性を常に研究し、今年は 20 回記念を迎え住民が元気と活力を見出せるイベントとして、また村外への情報発信や集客を図るイベントとして実施していきます。

#### ウ 観光資源の活用

数少ない観光資源を最大限に生かし誘客につなげるため、最低限必要な整備や効果的な手法を検討していきます。特に京ヶ倉・大城登山道は活用方法・維持管理等村民と確認しながら経済効果につながるよう進めていきます。

### (7) 都市との交流事業

団塊の世代を中心に田舎暮らしへの関心が高まる中、観光資源の乏しい当村では農業や農村風景を観光資源として農業体験ツアーを実施し、農業を通じた都市住民と村民との交流や自然とのふれあいを村の魅力づくりにつなげて村民の活力と地域の活性化を図るとともに、やまなみ荘及び平成 20 年度に整備した体験農園施設を拠点に、農業体験や一日いくさか村民クラブ・ふるさと生坂会の会員などに季節ごとの農産物の発送を行い交流基盤づくりを進めます。

また、大城・京ヶ倉のトレッキングは、登山道整備を進めてきたことで春はヒカゲツツジ、秋は紅葉など人気があり県内外からの登山者が増加しています。この人々に村内の各種施設を利用していただくため、各部署及び関係機関との連携と調整により PR に努めます。

### (8) 農業振興

#### ア 担い手の育成

農業従事者の高齢化による担い手不足が課題であり、地域の農業を維持するために、集落営農組織の育成や、農作業受託、シルバーセンターによる労働力のサポート等で、高齢者農業を支援、多様な担い手の育成を推進します。

#### イ 新規就農研修事業

農業公社で行われている新規就農研修事業は、農地を荒廃化させないために必要な事業であることから引き続き行っていきます。係る経費については国や県の補助事業を積極的に導入し、村負担の軽減に努めます。

また、帰農者やUターン就農者への基本技術の習得支援を行います。

#### ウ 地産地消

地産地消とともに高齢者の生きがい創出面からも、年間を通した野菜の栽培を推進し、米も含め保育園や小中学校への給食利用、移動販売、直売施設への出荷等総合的な供給システム作りを行います。また、減農薬、有機栽培の技術指導も併せて実施し、安心・安全な農作物の生産のための支援を進め、そうした生坂産農産物や農産加工品等の情報発信及び新規販売ルートの確立及び販路を拓げるため移動販売車を利用し活動します。

遊休農地解消に向け作物の作付けを奨励、高齢者の労力軽減を図るため、大豆やそば及び麦の収穫作業を目的に、大豆・そば・麦専用のコンバインを利用し高齢農家の支援も合わせて行います。

#### エ 有害鳥獣対策

有害鳥獣による被害が拡大しているため、農地を囲む電気柵による獣害防止対策と、サル・イノシシ・シカ・ハクビシン・カラス等の有害鳥獣を猟友会の協力により、駆除やわなによる捕獲を行い農業被害の減少に努めます。また、個別の電気柵による被害防止対策には、1世帯または1団体につき15,000円の補助事業を継続します。

#### オ 受益者負担

基盤整備事業や施設整備事業を実施する際には、受益者に十分説明し適正な負担金を徴収します。

#### カ 補助基準の策定

村単補助事業等では要綱等を作成し、行政が負担すべき内容が明確になるように補助基準等を定め住民（農家）に周知します。

#### キ 農業活性化

高齢化や農業離れにより、農地、農業用水などの資源を守る地域の「つながり」が弱まっております。

そこで、かねてより行っている中山間地域直接支払事業を今年度以降も継続して導入し、農地の荒廃化をなくすよう活動を推進します。また、平成19年度から始まった農地・水・環境保全向上対策事業を実施して、良好な農村環境の形成や地域協働による環境を重視した農業生産への取り組みを推進します。

#### ク 地域活性化事業

平成 20 年度は、受講生が学んだことをそれぞれの地域の皆さんに伝えていくことをめざし、「女・<sup>ひと</sup>人輝きくらぶ」「おじさま倶楽部」の講座から特産品につながる活動にも取り組みました。これを基に平成 21 年度から始めた生坂人発掘隊事業では、村の活性化のための活動グループを育成し、竹の子の加工品を商品化する会が発足し、今後も村の特産品作りと新たな職場作りや生きがい作りにつながるよう、定着するまで継続して活動の支援を行います。

#### ケ 加工施設

加工施設は農業公社が指定管理で運営しており、利用料金の見直しを含め村民が利用しやすい環境を整えます。

#### コ いくさか大好き隊

都市から農業を希望する若者の移住により、高齢化が進む集落の農地を利用して、荒廃地の再生・植栽を行い野菜や山菜が収穫できるよう応援することにより、地域の活性化、生きがいづくりなどの地域活動を支援します。

### (9) シルバーセンター

生坂シルバーセンターの運営に協力し、元気な高齢者が社会参加及び生きがいの充実を図り、高齢化が進んでも各自の能力を生かし、活力ある地域社会づくりに努めます。運営には規模が小さいため、人件費に対する補助が必要ですが、受託契約を拡大することも必要になります。

## ◆ 教育部会 ◆

### (1) 学校教育事業

児童・生徒の減少により小学校・中学校ともに小規模による様々な課題を抱えています。しかし、小規模校ならではの特色を生かした、きめ細やかな学校運営ができるよう努めています。社会についても学び、社会的視野を広めるためにも広く交流ができる環境を作ります。

生坂の自然や文化を大切にし、郷土を愛し、人間性豊かな児童・生徒を育成するため、新学習指導要領にのっとり一人ひとりの個性を尊重し、自ら学び自ら考える力を養いながら、基礎的な学力の向上が図られるよう努めていきます。

登下校を含めた学校生活を安心して送れるよう、学校と家庭や地域との連携を密にします。また、教育内容の変化や高度化に対応していくため、教職員の資質の向上を図り、子どもたちが生坂村に生まれ育ち、愛着と誇りを持つことができる教育を推進していきます。

子どもたちの学校生活環境の向上や、教職員が教育に専念できるよう教育関連施設の整備を進めてきました。今後も引き続き様々な検討を行ないながら、安心して安全な学校となるよう施設の充実に努めます。

## ア 学校教育

不登校やクラスに入れない子ども、様々な障がいを持つ子どもたちに対する正しい認識を持つことが地域社会はもちろん、家族にも求められています。また、全ての子どもたちが安心して、楽しく学校生活をおくることができる環境を整える必要もあります。

小学校児童への支援策として、学級支援員（特別支援教育支援員）の配置を引き続き行うと同時に、子どもが安心して学校生活がおくれるようきめ細やかな対応を行うために配置している支援員（子どもサポート事業）も継続し、引き続き2名体制での支援に努めます。また、新たに中学生となった生徒が、環境に慣れ充実した学校生活を送れるよう平成21年度より配置している中学校への学級支援員による支援も引き続き行います。

また、小規模校ならではの取り組みとして、平成21年度より始まった小学校と中学校の教員の交流授業や、児童生徒の交流を更に進めます。

また、高校に進学後も良好な学校生活を送れるよう授業環境の改善を図り、現在進めている応用学力の向上につながる「学び合いの授業」のように、お互いの能力を高め合える授業を取り入れていきます。

外国語指導助手（ALT）の配置を引き続き行い、中学校はもとより小学校高学年から始められる英語教育に対応し、外国語により多く触れる機会を作ります。

## イ 子どもの安全確保

全国各地で子供たちが被害者となる凶悪な事件が相次ぎ、村では関係機関との連携を図るための会議の開催、青色回転灯装着車等を利用し、子どもを守る安心の家の確認、防犯用具の購入等の他、何よりも心強い村民によるボランティアでのパトロールが行われています。

こうした取り組みは継続することが大切であり、関係機関との連携を保つため定期的に会議を開催し情報交換や点検を行うとともに、地域全体で地域の子どもを守るため、村民

へも協力をいただけるよう、安全のための啓発活動を実施していきます。

#### ウ 学校給食センターの運営

平成 19 年 4 月より業務を開始した学校給食センターは、衛生的で安全な給食作りを基本に、心のこもった給食の提供を行っています。

特に、食に対する安全性が危惧されている中で、学校給食というその性質から考えても子どもたちには安全な給食を提供しなければなりません。残留農薬の問題はもちろん、食品添加物についてもできる限り少ない食材、食品を使用し、吟味した食材料を手作りによる調理を進めます。また、そうした安全な給食の提供を進めるためにも、村内産農産物の一層の活用（地産地消）を図るとともに、給食を通して子供たちが食の大切さを学び身につけるための「食育」を推進するため、関係機関（小中学校、PTA、農業者団体、村振興課等）との連携に努めます。

施設の運営については、給食がもとになる食中毒等の事故の発生は絶対にあってはならないため、衛生管理を徹底し職員の健康管理にも十分注意を払うよう努めています。更に、事故等には十分注意しながら調理にあたりますが、作業工程等の検証を行い施設経費の適正な使用に努めます。

#### エ 小学校校舎の改修

平成 19 年度に実施した地震補強・大規模改修工事により、校舎、体育館の耐震化と老朽箇所の改修が行われ、子どもたちが安心して勉強ができる環境を整備することができました。

しかし、校舎は建設から 30 年が経過したため、今後も老朽化に伴う改修が必要になることも予想されます。改修方法、財政負担等十分検討し、その対応に努めます。

#### オ 教職員住宅の整備

老朽化している教職員住宅を整備することにより、任地居住できる先生が増え、教職員の通勤時の負担軽減が図られ、児童生徒への様々な対応へ専念できることが一層期待できます。教職員住宅の建て替えを平成 20 年度に 2 棟 4 戸を実施しました。下水道への繋ぎ込みも 3 棟行い、教職員住宅の老朽化に対応しました。今後も建て替え、改修等必要に応じ検討を行い、教職員の通勤等の負担軽減に努めます。

## （2）社会教育事業

社会教育委員会、生涯学習推進委員会の各委員会の委員数については、その設置目的等を

考慮し検討を行います。

### (3) 公民館事業

#### ア 正副公民館長

平成 21 年度より公民館長については村職員が兼務することとし、副館長については配置しないこととしました。

#### イ 各種教室の実施

事業の計画・実施にあたっては、公民館長、分館長、主事等関係者が毎年の反省を踏まえ計画を立て、社会教育委員の意見を聞き実施しています。今後も引き続き村民からの意見、要望等を聞きながら、専門的なものから一般的な内容まで、より多くの村民が参加できるよう開催日、時間、場所などを検討し事業の推進を図っていきます。また、各課等でも生涯学習が行われているため、必要に応じ連携を図ります。

各種教室の講師については、村内関係者(小中学校の先生を含め)に依頼をしてくれており、平成 21 年度の教室の 18 教室中、12 教室が村内関係者の講師となっています。村内にも様々な技術や知識をもっている方がおりますので、そうした方の発掘を行い登用を図ります。

#### ウ 成人式

平成 21 年度までは村(教育委員会)が企画・運営全てを行ってきましたが、今年度からは対象者へのアンケート調査を実施し、その結果を基に実施していきます。そして、成人を迎える多くの方に参加してもらえそうな内容とし、成人者との関わりの深い方、村関係者大勢で祝う事のできる式としていきます。

#### エ 村民運動会

平成 17 年度に各地区で検討していただいた結果を踏まえ、毎年の反省会をもとに、競技内容、運営方法等見直しを行いながら実施しています。

しかし、高齢化や参加者の減少、そうしたことに起因する役員の負担等も大きくなってきています。村民の親睦の場として継続していくための方策の検討を進めます。

### (4) 文化財保護事業

生坂村固有の風土や歴史を保存し地域をより理解し先人の文化を学び、住民の共有の財産とすることは非常に重要なことです。村では数多くの有形文化財、無形文化財、天然記念物

などを指定文化財として、文化財保護委員により毎年村内一斉パトロールを実施し、現況を調査するとともに看板の設置を行うなど保護と保存活動に努めています。

今後は更に歴史や文化を継承する意識の醸成が重要となっています。歴史的人物、文化財等の資料の収集や整備も必要に応じ行い、村民との協働による文化財の修理、保全管理を進めます。村民の方から寄贈していただいている貴重な民俗資料の展示公開と健全な保全のため、文化財資料館（仮称）の建設について検討を進めています。また、各地区にある文化財を後世に継承していくため、文化財保護委員を中心に所有者や地域の方達にご協力を仰ぎ、木製標柱を金属板の説明板に取り替えます。更に、高齢化などにより文化財そのものの維持が課題となってきている地域もあるため、その実態を把握し文化財の保護・保全が図られるよう努めます。

また、文化財めぐりや歴史探訪など教室の参加者が毎年多く、歴史や文化に対する関心の高さを知ることができます。これからも更に文化意識の高揚を推進していきます。

## （５）保健体育事業

### ア 体育協会委託料及び補助金

競技種目の変化、競技年齢層等の変化により一部の競技では競技人口が減少し、一方では新たな種目が増え、村外の大会に参加するなど活発な活動が行われているものもあります。大会主管料及び補助金について、平成 20 年度に体育協会と協議し見直しを行いました。村民の体育の向上が図られるよう引き続き必要な支援に努めます。

### イ 青少年のスポーツ振興

野球、サッカーをやりたい子どもはいるものの、村内でチームを作れる状況になく近隣の市町村のチームと合同で練習を積み大会に参加しています。現在の環境や条件の下では、本人はもちろん家族、指導者の負担は非常に大きいため、負担軽減につながる支援に努めます。

### ウ スポーツ系教室の実施

住民の希望する内容を取り入れ、教室の達成度をみながらクラブ化も進め、継続的なスポーツ振興を図っていきます。

## （６）各施設運営事業

### ア 児童館・生涯学習施設

児童館・生涯学習施設（たんぼぼ）は、開館以来多岐にわたるボランティアの皆さんに支えられ運営されてきています。社会福祉協議会にもボランティアの方が大勢活動をされ、行政運営の中でもボランティアの力が大きな役割を果たしてきています。ボランティア組織の一本化も検討課題となっていますが、本施設運営に係わっていただいているボランティアにあっては、現在の活動状況等からみても施設にあった活動をしていただいていると同時に、そうした活動は、子育て支援にも結びついています。

平成 19 年度から放課後の児童に関する事業が改正され、福祉部局と連携し教育委員会が中心となり村が、効率的・総合的な放課後対策事業を進めています（放課後子どもプラン推進事業）。現在協力をいただいている方たちと一層連携し、様々な交流を通じて、子どもの安全で健やかな居場所としていきます。

本施設については、子どもが多く利用する施設であるので事故には十分配慮し、放課後子どもプランの事業推進内容に合った、責任ある施設運営が求められます。したがって、開館時間については、学童保育時間の延長希望、生涯学習施設の開館時間の要望等を的確に把握した上で判断し、それに見合った職員配置（時差出勤を含め）を行います。

#### イ 施設を利用した事業の実施

毎月村内にチラシを配布し、遊びや教室を通して児童の健全育成を図るとともに、教えたりお手伝いをしたり一緒に子供たちとふれあっていただける方の募集をし、地域ぐるみでいろいろな体験ができるよう計画しています。

放課後子どもプランを導入し事業を推進するために、今まで以上に村民にご協力いただけるよう情報を提供し、子供たちがたくさんの経験ができるよう努めます。

スポーツパーク施設については、施設の老朽化が激しくなっています。幼児から高齢者まで楽しい時間が過ごすことができる施設とするための検討を行い、利用者の安全が確保される施設に改修します。また、やまなみ荘との連携を図り利用者の確保に努めます。

### （7）子育て支援事業

核家族化や様々な社会、環境などの変化などからもたらされる子育てへの不安等に対応するため、乳幼児から、児童、生徒にいたる総合的な子育て支援の相談窓口を児童館「たんぼぼ」に設置をしています。相談者のプライバシーの保護には十分留意し、関係機関（保育園、小中学校、健康管理センター等）との連携を図ります。

家庭での教育力を高めるための教室や、親子で楽しめる活動を行い、家庭教育の支援を進めます。

## ◆各部会連携事業◆

### (1) 定住対策

各部会で連携し、現在の中村団地・公営住宅・村営住宅・空家等を有効活用し、定住人口が増加する研究を進めます。村内の空き家の調査を行い、各自治会活動に、協調し参加する方に空き家を紹介する『空き家バンク制度』を今年度開始します。

### (2) 役場庁舎・村民会館の耐震補強

平成 21 年度に「地域活性化・生活対策臨時交付金事業」により、役場庁舎と村民会館の耐震診断を行いました。今年度の 4 月から 12 月にかけて、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業」及び「地域活性化・公共投資臨時交付金事業」により耐震補強及び改修工事を実施します。

### (3) 各事業横断的実践チーム『知恵の輪委員会』の設置

各所属の係長による横断的実践チームを設置します。

村長を参与、委員長を副村長、副委員長を教育長とし、各所属の係長全員で組織し、事務局を村づくり推進室で行います。役割は、各所属の実務者（係長）レベルで課題等を検討し実施方法案を見出すことと、係毎連携して行う事業について調整し、各所属間の連携を強化することにより、円滑な事業の推進を図ります。

### (4) 集落の活性化対策

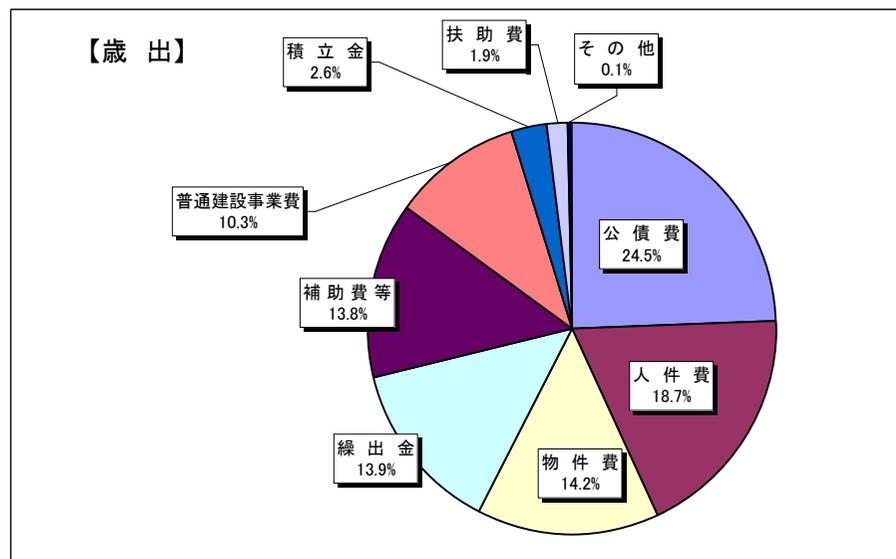
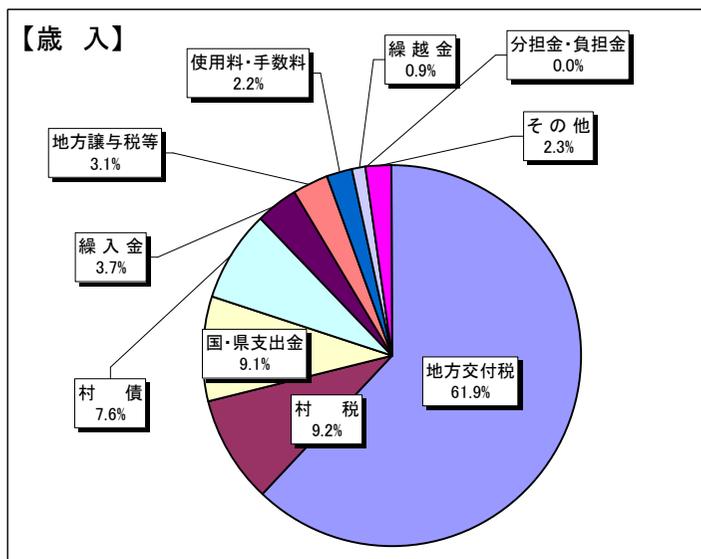
平成 20 年度より実施している区振興交付金の交付により、各区の特色を活かした運営ができるようになりました。今後もさらに協働事業の推進を行い、地域独自の活動に対しての交付金制度の検討をしていきます。

集落の中には人口の減少と高齢化により、機能の低下した集落がでてきています。このような集落については、地区担当職員によるサポートに加え、隣接した各区の連携及び協力体制の確立の検討を行っていきます。

## 7. 村の財政状況

### (1) 普通会計の決算の状況

#### ア. 20年度普通会計決算の状況 (※1)



(単位：万円)

歳入	項目(※2)	
		金額
	地方交付税	11億8,417
	村税	1億7,533
	国・県支出金	1億7,302
	村債	1億4,470
	繰入金	7,128
	地方譲与税等	6,074
	使用料・手数料	4,198
	繰越金	1,739
	分担金・負担金	63
	その他	4,417
	計	19億1,341

歳出	項目		目的別	
	金額	性質別	金額	金額
	4億6,295	公債費	4,618	議会費
	3億5,413	人件費	3億639	総務費
	2億6,869	物件費	2億8,684	民生費
	2億6,282	繰出金	1億7,326	衛生費
	2億6,048	補助費等	3億756	農林水産業費
	1億9,576	普通建設事業費	2,033	商工費
	4,919	積立金	4,808	土木費
	3,581	扶助費	6,115	消防費
	297	その他	1億8,006	教育費
	0	災害復旧費	4億6,295	公債費
			0	災害復旧費
	18億9,280	計	18億9,280	計

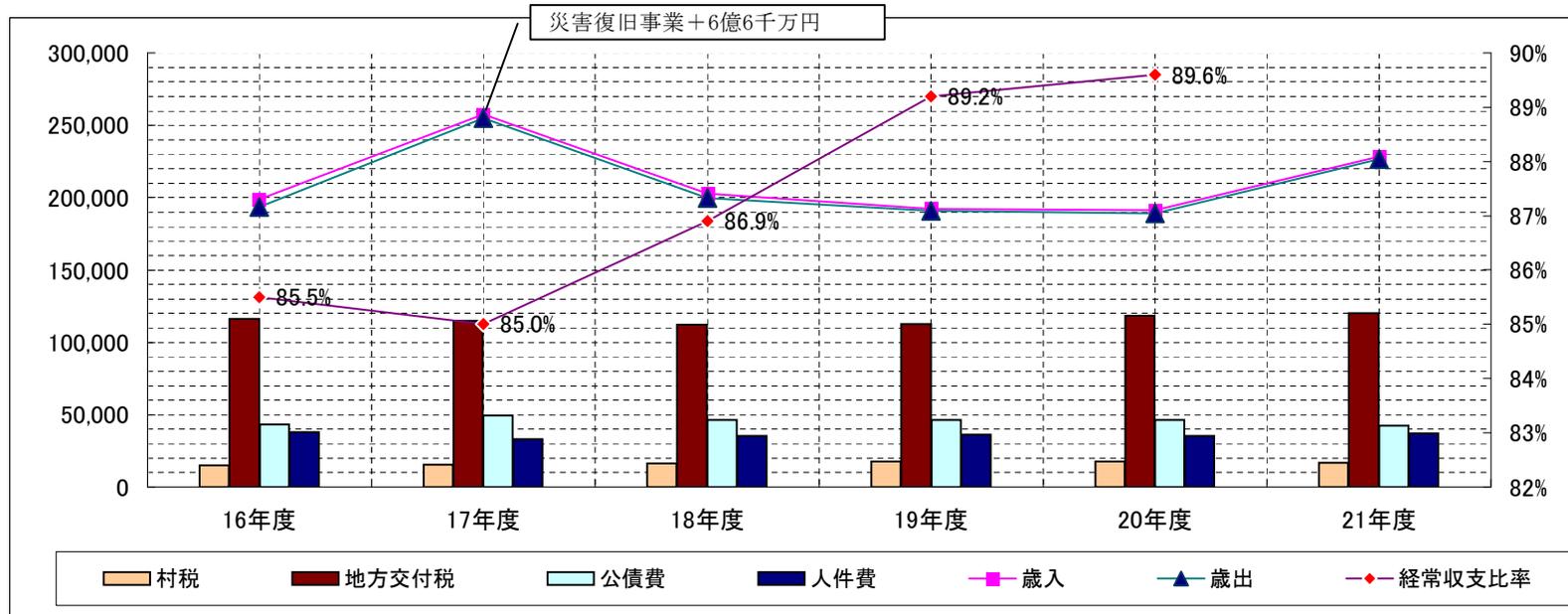
(※1) 「普通会計」とは、村の一般会計と村営バスの特別会計を合算し、重複している部分を除いたものです。

(※2) 歳入及び歳出のうち性質別の各項目は、当該決算年度の金額の大きいものから順に表記をしています。

イ. 村の財政の推移【平成16年度～平成20年度、平成21年度（決算見込）】

(単位：万円)

年度	歳入総額			歳出総額		
	村税	地方交付税		公債費	人件費	
16	19億8,670	1億4,860	11億6,263	19億3,691	4億3,122	3億8,214
17	25億7,411	1億5,489	11億4,724	25億5,049	4億9,415	3億3,320
18	20億2,752	1億6,375	11億2,345	19億9,553	4億6,301	3億5,160
19	19億2,393	1億7,794	11億2,869	19億654	4億6,401	3億6,131
20	19億1,341	1億7,533	11億8,417	18億9,280	4億6,295	3億5,413
21 (見込)	22億8,632	1億6,655	11億9,994	22億6,590	4億2,597	3億7,106



1. 「経常収支比率」は、毎年の人件費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税などの一般財源がどれだけ充当されているか、その割合を示す指標で、数値が高い場合、自由に一般財源の用途を決めることが出来ないことを意味し、様々な事業を行うことが難しくなります。

2. 公債費においては、17年度 4,456万円の繰上償還を実施しています。

20年度の普通会計の決算でもわかるように歳入のうち自主財源である村税は全体の1割を満たさない状況となっており、当村は交付税依存による財政運営となっています。現在、村の大きな課題は、少子高齢化や人口の減少により、今後村の規模に応じて、国の交付税や交付金等が減収となることを見込まれるため、村の財政運営に影響を及ぼすことが懸念されます。今後も、持続可能な財政運営を行っていくために、将来負担を考慮し、計画的に事業を進めていくことが重要であると言えます。

(2) 財政のシミュレーション

ア. 平成22年度～平成26年度【5カ年】

- 41 -

歳	入	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
		村 税	1億6,829万円	1億6,625万円	1億6,555万円	1億6,547万円	1億6,497万円	
地方譲与税等	5,429万円	5,320万円	5,290万円	5,270万円	5,250万円	地方譲与税等には、税交付金、交通安全対策特別交付金、地方特例交付金を含む。		
地方交付税	11億4,500万円	10億8,800万円	10億5,200万円	10億4,400万円	9億9,800万円	地方交付税は、普通交付税及び特別交付税の収入見込額を計上。		
小 計	13億6,758万円	13億 745万円	12億7,045万円	12億6,217万円	12億1,547万円			
分担金・負担金	1,293万円	1,308万円	58万円	58万円	58万円			
使用料・手数料	3,409万円	3,299万円	3,208万円	3,188万円	3,188万円			
国・県 支出金	4億3,789万円	9,519万円	9,296万円	9,292万円	9,359万円			
繰 入 金	0	0	0	0	0	繰上償還に係る繰入金がある場合計上。(財源補てんに係る繰入は見込まない。)		
繰 越 金	2,042万円	1,020万円	1,020万円	1,020万円	1,020万円			
諸 収 入	1,479万円	1,702万円	1,500万円	1,720万円	1,500万円			
村 債	2億2,450万円	1億5,000万円	1億5,000万円	1億5,000万円	1億5,000万円	村債は、過疎債及び臨時財政対策債を計上。		
そ の 他	136万円	136万円	135万円	85万円	85万円	その他は、財産収入及び寄付金を計上。		
計	<b>21億1,356万円</b>	<b>16億2,729万円</b>	<b>15億7,262万円</b>	<b>15億6,580万円</b>	<b>15億1,757万円</b>			

歳	出	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
		人 件 費	3億8,272万円	3億8,515万円	3億8,497万円	3億8,215万円	3億6,684万円	
扶 助 費	5,837万円	5,836万円	5,932万円	5,916万円	5,916万円			
公 債 費	4億4,126万円	4億3,051万円	3億8,615万円	3億8,831万円	3億4,443万円			
小 計	8億8,235万円	8億7,402万円	8億3,044万円	8億2,962万円	7億7,043万円			
物 件 費	2億6,810万円	2億4,319万円	2億3,891万円	2億4,011万円	2億4,331万円			
補 助 費 等	2億4,263万円	2億4,313万円	2億4,082万円	2億4,103万円	2億4,108万円			
繰 出 金	1億2,987万円	1億3,041万円	1億3,041万円	1億3,113万円	1億3,184万円			
普通建設事業費	5億7,504万円	1億2,283万円	1億2,083万円	1億2,083万円	1億2,083万円			
そ の 他	163万円	104万円	104万円	104万円	104万円	その他とは、災害復旧事業費・維持補修費・積立金・投資及び出資金・貸付金を計上。		
計	<b>20億9,962万円</b>	<b>16億1,462万円</b>	<b>15億6,245万円</b>	<b>15億6,376万円</b>	<b>15億 853万円</b>			

差 引	<b>1,394万円</b>	<b>1,267万円</b>	<b>1,017万円</b>	<b>204万円</b>	<b>904万円</b>	
-----	----------------	----------------	----------------	--------------	--------------	--

## イ. 積立基金の状況

年度末 / 区分	財政調整基金	減債基金	その他特定目的基金	基金・合計
21年度末・基金残高（見込）	2億7,835万円	9,613万円	5億 537万円	8億7,985万円
20年度末・基金残高	2億1,278万円	6,440万円	5億 387万円	7億8,105万円

1. 土地開発基金は定額運用基金のため、上記に含んでいません。
2. 減債基金は、20年度及び21年度に簡易水道会計で繰上償還を実施しています。

財政シミュレーションからもわかるように、歳入面では歳入のうち最も大きな割合を占める「地方交付税」は今後、減収していくことが見込まれます。

また、歳出面では、構成比のうち大きい割合を占める「公債費」が減少していくため、決算規模も年々、縮小が見込まれます。

（参照：次ページ：「（3）公債費の状況」による）

## ウ. 財政指標

財政健全化判断比率	21年度 (実績)	26年度 (目標値)	31年度 (目標値)	早期健全化基準
実質公債費比率	17.1%	16.0%	14.0%	25.0%
将来負担比率	93.3%	90.0%	80.0%	350.0%
実質赤字比率	—	—	—	15.0%
連結実質赤字比率	—	—	—	20.0%

(※1) 「—」は、算定される比率が生じないことを示しています。

(※2) 目標値は、生坂村第5次総合計画に基づく目標値を表しています。

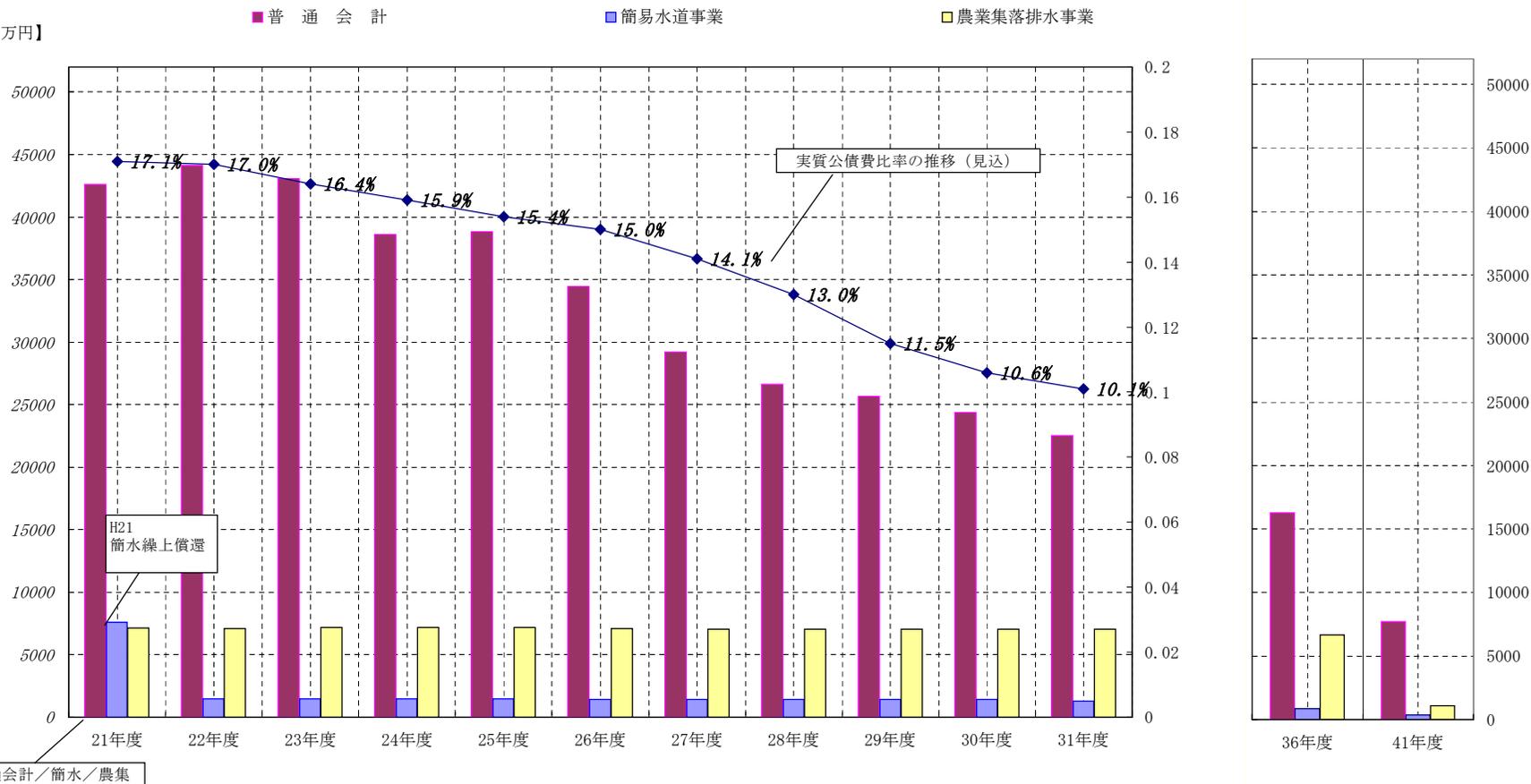
### 【財政指標に関する用語の説明】

- 財政健全化判断比率・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、算定・公表が義務づけられた4つの財政指標を言います。指標が一定水準以上に悪化した場合、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定しなければなりません。
- 実質公債費率・・・一般会計等が負担する公債費や公債費に準ずる経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3年間の平均値を言います。
- 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率を言います。
- 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を言います。
- 連結実質赤字比率・・・全ての会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する割合を言います。

### (3) 公債費の状況

◆ 公債費・実質公債費比率等の推移【H21年度～H31年度（10年間）・・・H36年度・H41年度】

【単位：万円】



- 「実質公債費比率」は、※2.の算定に公営企業債の償還財源や一部事務組合の負担額などを加えた額に充てられた一般財源の3ヵ年平均の割合を示しています。  
(比率の基準として、18%以上:地方債発行許可団体、25%以上:一般事業等の起債制限となります。)
- 「普通会計」は本計画の財政シミュレーションによる今後5年間の借入額として、償還額を計算しています。(26年度以降:過疎債 1億円、臨財債 5千万円・・・毎年度31年まで借入を想定しています。)
- 「簡易水道事業」では、20年度 7,128万円、21年度 5,380万円の2年間の繰上償還を実施しました。

会計 / 年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
普通会計	4億2,597	4億4,126	4億3,051	3億8,615	3億8,831	3億4,443	2億9,196	2億6,606	2億5,665	2億4,379	2億2,512
簡易水道事業	7,622	1,490	1,490	1,490	1,490	1,424	1,424	1,424	1,424	1,424	1,273
農業集落排水事業	7,130	7,102	7,190	7,184	7,178	7,108	7,060	7,055	7,048	7,042	7,037

年度	36年度	41年度
普通会計	1億6,274	7,710
簡易水道事業	849	363
農業集落排水事業	6,648	1,073

(単位：万円)

各事業の評価予定及び評価結果

- 評価実施年度
- ◎ 評価を実施した結果、詳細を調査し再度評価を行うもの
- ☆ 評価を行った結果を実施していく年度

事業		H19	H20	H21	H22	H23	事業内容及び事業評価について
総	1 村営バス 周回バス 特別会計	○	◎	◎	◎		23年度まで国交省の「地域公共交通活性化・再生総合事業」により実証運行し検討中です。
	2 区運営補助金	○	☆				行政改革推進委員会の答申を考慮し20年度より区振興交付金として交付する。
	3 人間ドック補助金				○	☆	人間ドック受診により、効率的に事業主健診・特定健診ができる。また、補助率も25%と適当である。今後は、職員全員が健康保持のために受診できるよう推進していく必要がある。また、生坂村は国保の保険者であるため、職員自ら健康管理に努める。
	4 防犯灯設置補助金				○	◎	来年度以後、新設に関してはできるだけLEDに切り替えていくよう補助金の増額を検討する。また、補助事業があれば活用して、全村的にLEDへの切り替え等省エネ対策も検討する。
	5 若者コミュニティセンター管理委託料				○		当施設の会議室の光熱水費に対する経費で、22年度に評価を実施する。
	6 ホームページ管理委託料				○		村公式ホームページの更新委託業務で、19年度に大幅な変更を行った。評価は22年度実施する。
	7 電算業務委託事業		○	☆			見積りの内容を適正に判断すると共に、職員の電算処理能力の向上に努める。また、電算システムの共同化についても研究を進める。
務	8 無線施設維持 運営事業				○	☆	国の設備との連携性を考えながら研究していく共に、ICN、HPにより災害状況をリアルタイムに村民に伝えることのできるライブカメラの設置等を検討する。
	9 非常備消防費				○	◎	当村にとって適正な団員数(活動団員数)を確保するため、今後、消防団と協議していく。
	10 消防設備費				○	◎	計画的な更新を行っていく必要はあるが、団員数に応じた適正な設備規模の検討も行っていく。
	11 災害対策費				○	☆	想定外の災害や各地区の現状に対応するため、村内の地区毎に、詳細な避難対策マニュアルを作成する。
	12 広報「いくさか」				○		広報誌に関する事業で、19年より従来の毎月に変更した。評価は22年度に実施する。
課	13 公債費償還計画(普通会計分)		○	☆			計画的に償還を進め、有効な手法があれば採用していく。
	14 交通災害共済				○	☆	未加入者の状況を調査し、加入者を増やす様、啓発等に努める。
	15 CATV事業				○		生坂村コミュニケーションネットワークの維持運営に関する事業で、番組内容等については毎年度審議会にて協議している。評価については22年度実施する。
	16 選挙関係事業				○	○	投票率に影響を与えないよう配慮し、投票所統合の可否を検討する。
	17 人件費				○	☆	住民サービス維持のため、当面は現状通り(40名)とし、今後、権限移譲により事務量が増えた場合等、国の動向を見定めながら再検討する。

		事業					事業内容及び事業評価について	
		H19	H20	H21	H22	H23		
住民課 税務 生活 環境	1			○	☆		3R運動(リユース、リデュース、リサイクル)をより一層徹底するとともに、ゴミの減量化等ついてICN等で啓発していく。	
	2				○	☆	今後の施設の改修等状況を適切に把握すると共に、最終処分場、中間処理施設の整備に当たっては、組合員として適切な協議を行う。	
	3				○	☆	施設運営は順調であり、人生の終焉の場として必要な事業である。	
	4					○	村で行う国民年金に関する事業で、22年度に評価を行う。	
	5						後期高齢者医療特別会計に移行(経過措置で22年度まで存続)	
	6	○	☆				保育園運営に関する事業で、19年度に評価を実施し、現状運営を維持している。	
	7					○	戸籍に関する事務で、23年度に評価を行う。	
	8					○	住民基本台帳、住基ネットワーク、外国人登録、公的個人認証に関する業務で、23年度に評価を実施する。	
	9				○	☆	○	村民の福利厚生施設、都市住民との交流・観光の拠点施設として、お客様に更に喜ばれる施設にしていくと共に健全経営に努める。
	10				○	☆		必要な事業であり、現状維持とする。
	11					○		社会就労センターの運営に関する事業で、22年度に評価を実施する。
	12					○		「家庭における生活の安定」及び「次世代の会社を担う児童の健全な育成と資質の向上に資すること」を目的とした事業で、22年度に評価を実施する。
	13	○		○	☆	○		各種健診の受診率向上、健康管理への多様なサポート等で病気の早期発見、早期治療をして、制度の健全な運営に努める。
	14							今後の制度が不透明なため、制度の内容が分かるまで評価は行わない。
住民課 保 健 福 社	1				○	☆	受給者にとって必要な事業であり、現状維持とする。	
	2			☆	○	☆	福祉事業の中核として、村の関与は必要であるが、自主運営ができる様に指導する。	
	3				○	☆	村営バスとともに、交通弱者の交通施策として有効な事業であり、利便性も考慮に入れながら今後も推進していく。	
	4			○	☆		法改正により廃止する。	
	5			○	○	☆	対象者を介護保険認定者として移行していくよう努める。(事業は存続させる。)	
	6			○	○		介護予防だけでなく、楽しみとしても参加できるような催し・企画を検討し、また、新しい参加者が増加するよう啓発に努める。	
	7			○	○	☆	週6食に増やすとともに、利用増を図るため、利用料について1食500円を400円に変更する。	
	8			○	○	◎	入居料金、ショートステイの対応について検討が必要である。	
	9					○	養護老人ホーム運営扶助に関する事業で、22年度に評価を実施する。	
	10					○	身体・知的障害者の施設及び在宅支援に関する事業で、22年度に評価を実施する。	
	11					○	知的障害者の授産施設通所事務費扶助に関する事業で、22年度に評価を実施する。	
	12					○	高齢者世帯の住宅改良補助に関する事業で、22年度に評価を実施する。	
	13						○	生坂シルバーセンターの運営補助金に関する事業で、23年度に評価を実施する。
	14						○	保育園児寄生虫尿検査委託に関する事業で、23年度に評価を実施する。
	15		○		☆			委託内容については、調査の結果現状維持とし、事業についても必要性が高く継続する。

事業		H19	H20	H21	H22	H23	事業内容及び事業評価について	
16	妊婦乳幼児健康診断委託事業						国の動向によるため、評価を保留する。	
17	母と子の教室					○	幼児検診に伴うフォローアップ事業で、23年度に評価を実施する。	
18	乳幼児検診事業					○	乳幼児の検診に関する事業で、23年度に評価を実施する。	
19	出産祝金事業					○	出産した家庭に祝い金を送る事業で、23年度に評価を実施する。	
20	乳幼児個別接種委託事業					○	法定の予防接種を開業医に委託する事業で、22年度に評価を実施する。	
21	高齢者インフルエンザ予防接種					○	65歳以上の高齢者へのインフルエンザ予防接種事業で、22年度に評価を実施する。	
22	健康推進員活動事業					○	地域住民の健康管理の推進を図り、健康教室又は個別指導を行う事業で、23年度に評価を実施する。	
23	各種検診委託料				○	☆	健康管理のために、各種検診の啓発活動の強化と受診料金の見直しを行う。	
24	食生活改善推進協議会補助事業					○	食生活改善推進協議会運営を補助する事業で、23年度に評価を実施する。	
25	介護用品支給事業		○	☆			近隣市町村の現状を調査した結果現状維持とする。	
26	福祉委員の報酬		○	☆			行政改革推進委員会に諮り、近隣の状況を考慮し改正する。	
27	長寿会連合会運営補助事業等		○	○	☆		「いくさか敬老の日」を村内全域対象に、村の事業でボランティアを募り実施する。	
28	福祉医療給付事業			○	☆		受給者にとって必要な事業であり、現状維持が好ましい。	
振 興 課 建 設	1	道路維持			○	☆	今までどおり地区要望に応じて維持管理をし、「おてんま」でお願いできるものは原材料支給を行っていく。	
	2	除雪事業				○	村道の除雪に関する事業で、23年度に評価を実施する。	
	3	公営住宅事業			○	☆	人口減少の歯止めのため、老朽化した住宅は修繕を行い、部屋が有効利用されるよう努める。	
	4	土木関係負担金				○	長野県道路整備同盟会及び各種同盟会負担金で、23年度に評価を実施する。	
	5	河川事業			○	☆	環境整備も必要であるが、防災の面から、築堤の嵩上げ要望のため、県管理分の国直轄化を要望していく。	
	6	林道維持管理委託料			○	☆	森林整備が進んでいる状況から、林道の果たす役割が増してきているため重要である。	
	7	松くい虫防除対策事業		○	☆		森林保全のため、近隣の市町村と調整し、今後も事業の拡充が必要。また、処理対応が早くできるよう、村内の建設業者も加え伐倒処理を行う。	
	8	森林整備事業		○	☆		森林税を活用し、事業の拡充が必要である。	
	9	高津屋森林公園施設管理及び運営事業	○	◎	☆		村直営運営とし、体験交流事業の施設として、他施設との連携を図りながら、利用者増に努める。	
	10	治山事業					○	治山に関する事業で、23年度に評価を実施する。
	11	下水道事業	○	○	☆			これまでの委託料の実績を調査し、他業者の資料と比較し委託料の検討を行う。
	12	簡易水道事業	○	○	☆			水道施設を維持管理するために必要な業務であり、固定した人が管理することで、漏水等の異常事態の発生に早急に対応ができる。(20年度管理業務について入札実施済み)

事業		H19	H20	H21	H22	H23	事業内容及び事業評価について
振 興 課 産 業	13 活性化センター維持	○	◎	◎	☆		22年度より委託料を算定し、指定管理者が委託料・使用料・自主財源で維持管理を行う。
	14 水稲病害虫防除補助		○	☆			耕作放棄地を増やさないため継続する。
	15 農業公社運営補助			○	☆		農業公社が中核となり、村の基幹産業である農業を振興させ、村の経済の活性化に寄与するため必要である。
	16 農業委員会				○		農業委員会に関する事業で、22年度に評価を実施する。
	17 加工施設運営		○	○	☆		22年度より委託料を算定し、指定管理者が委託料・使用料・自主財源で維持管理を行う。
	18 農村公園			○	◎		高津屋森林公園との一体的な活用を図り、準備休憩室も更なる活用に努める。
	19 産地づくり推進補助金		○	☆			補助金は村を経由せず、国から直接個人へ補助している。国の財源を利用しているので、今後国の制度状況により現状維持
	20 南部交流センター維持	○	◎	◎	☆		22年度より委託料を算定し、指定管理者が委託料・使用料・自主財源で維持管理を行う。
	21 赤とんぼフェスティバル				○		赤とんぼフェスティバルを実施する事業で、22年度に評価を実施する。
	22 商工会経営改善普及事業・指導事業					○	商工会に対しての補助金であり、23年度に評価を行う。
教 育 委 員 会	1 公民館費	○	☆				補助金・分館長等手当について19年度に評価を行い、20年度より区振興交付金に移行する。
	2 各種大会(水鳥マラソン、マレットゴルフ大会、村民ゴルフ大会)			○	◎		(水鳥マラソン大会)当面は現状維持とし、参加者の状況により再評価を行う。(マレットゴルフ大会)体育協会、マレットゴルフ協会と調整し、賞品や実施時期の検討を行う。(村民ゴルフ大会)現状維持とする。
	3 村民運動会・村民総合スポーツ祭・東筑摩郡体育祭			○	☆		(村民運動会、村民総合スポーツ祭)種目を検討し、村民が楽しめる事業とする。(軽スポーツによる若者参加者の増等。)(郡体育祭)多くの種目に出場できるよう、体育協会と調整していく。
	4 小学生教室(バレー・サッカー)				○		小学生を対象に行う教室に関する事業で、22年度に評価を実施する。
	5 スポーツ教室(ピンポン・ドッチボール・バドミントン)				○		スポーツ教室に関する事業で、22年度に評価を実施する。
	6 プール行事			○	☆		参加者が増加するよう検討し、継続していく。
	7 ソフトバレー		○	☆			施設の利用者を増やすためにも現状維持とする。
	8 各種水泳教室			○	☆		参加者が増加するよう検討し、継続していく。
	9 体験クルーズ及びセミナー			○	☆		現状どおり実施する。また、同類実施事業の検討を要す。
	10 公民館費報償費(成人式)			○	☆		他市町村の状況把握と、成人者にアンケートを取り、その結果により成人式の内容等検討し実施する。
	11 高校通学関係補助金			○	☆		私学助成については、近隣市町村との調整等の状況を考慮しながら継続していく。バス通学補助については、高校の在学状況等年度の変動はあるが、保護者の負担軽減のため、現状を維持する。いずれも、国の動向を加味して検討をする。
	12 学級支援員村費			○	☆		現状維持とする。
	13 公立学校医報酬		○	☆			近隣の報酬額と比較して低額であるため、特別職報酬等審議会に諮問して、改正する。
	14 公民館費報償費			○	☆		手法については、教室(講座)で自主運営できるものは自主運営とし、要望に合った教室(講座)を取り入れ、事業については現状維持が好ましい。
	15 給食施設建設及び運営事業				○		学校給食施設の管理運営に関する事業で、22年度に評価を実施する。
	16 教師用使用教科書・指導書(4年に1回改訂)				○		教師用使用教科書・指導書に関する事業で、22年度に評価を実施する。

		事業					事業内容及び事業評価について
		H19	H20	H21	H22	H23	
教	17			○	☆		改修必要箇所があれば、必要に応じてその都度実施していく。
	18			○	◎		老朽施設検討委員会の協議内容により検討していく。
	19			○	☆		図書館だより等の啓発により、ボランティアと協力して利用者の増加に努める。
	20			○	☆		修繕は必要であるため、元気づくり支援金等の補助事業を活用して計画的に修繕をしていく。
	21		○	◎	◎		23年度まで国交省の「地域公共交通活性化・再生総合事業」により実証運行し検討中です。
育	22					○	児童用パソコンリースに関する事業で、23年度に評価を実施する。
	23			○	☆		法律に基づく検査であるが、検査費用については検討が必要である。
	24			○	☆		現状を維持する。
委	25	○	☆				地震補強(体育館)、大規模改修(ランチルーム)、教室床張替え、トイレ改修等に関する事業で、19年度に工事は完了した。
	26					○	パソコン教室・普通教室・職員室のパソコン賃借料
員	27			○	☆		現在、当事業は行っておらず、図書館の充実で対応していく。
	28			○	☆		小中学校が連携して、ALTIにより小学生にも生きた英語を教えられるよう検討する。
	29					○	放課後の児童健全育成に関する事業で、22年度に評価を実施する。
	30					○	放課後に子ども教室を実施する事業で、22年度に評価を実施する。
会	31					○	たんぼぼで開催されるイベントに対する補助を行う事業で、22年度に評価を実施する。
	32	○	◎	☆			委託料、補助金ともに協会との検討を進めながら現状維持とする。検討内容の委託料では、グランド管理分の内容については、算出根拠を明確にし、協会と調整しながら見直しを行なう。また、補助金についても事業の実施状況を把握し、過大とならないように交付する。